

昭和二十六年法律第九十号	投資信託及び投資法人に関する法律
目次	
第一編 第二章	投資信託制度
第二編 第三章	委託者指図型投資信託 (第三条) 第四十七条 四十六条 委託者非指図型投資信託 (第四十七条) 条一 第五十七条 第一章 外国投資信託 (第五十八条) 第六十二条 第二章 条)
第三編 第一章	投資法人制度
第一章 第一節	投資法人 通則 (第六十一条—第六十五条)
第二節	設立 (第六十六条—第七十五条)
第三節	投資口及び投資証券 (第七十六条) —第八十八条)
第四節 機関	
第一款 第二款	投資主総会 (第八十九条—第九十四条) 十四条 投資主総会以外の機関の設置 (第九十五条)
第三款	役員及び会計監査人の選任及び 解任 (第九十六条—第八十八条)
第四款	執行役員 (第一百九条—第一百十 一条)
第五款	監督役員 (第一百十一条)
第六款	役員会 (第一百十二条—第一百十五 条)
第七款	会計監査人 (第一百十五条の二— 第一百十五条の五)
第八款	役員等の損害賠償責任 (第一百十 五条の六—第一百六条)
第九款	補償契約及び役員等のために締 結される保険契約 (第一百十六条 の二・第一百六条の三)
第五節	事務の委託 (第一百七十七条—第一百 二十二十七条)
第六節	投資口の払戻し (第一百二十四条— 第一百二十七条规定)
第七節	計算等
第一款	会計の原則 (第一百二十八条)
第二款	会計帳簿等
第二章 第一節	会計帳簿 (第一百二十九条) —第一百二十八条の四)
第二節	計算書類等 (第一百三十四条) 第一百三十六条)
第三節	出資剩余金等 (第一百三十五条) 第一百三十六条规定)
第四款 第八節	投資法人債 (第一百三十九条の二— 第一百三十九条) 第一百三十九条の十三)
第九節 第十節	規約の変更 (第一百四十条—第一百四 十二条) 第一百四十三条—第一百四十四 条)
第十一節 第十一款	解散 (第一百四十三条—第一百四十四 条) 六条)
第十二節 第十二款	吸收合併 (第一百四十七条—第一百 四十七条の二) 四十七条の二)
第十三節 第十三款	新設合併 (第一百四十八条—第一百四 十九条) 四十八条の二)
第十四節 第十四款	吸收合併の手続 (第一百四十九条—第一百四十九条) 一百四十九条の十一—第一百四十九 条の十四)
第十五節 第十五款	新設合併の手続 (第一百四十九条) 一百四十九条の十五—第一百四十九 条の十六)
第十六款 第六款	目新設合併消滅法人の手続 (第一百 四十九条) 一百四十九条の十一—第一百四十九 条の十四)
第十七款 第二款	目新設合併設立法人の手続 (第一百 四十九条) 一百四十九条の十五—第一百四十九 条の十六)
第十八款 第二款	特別清算 (第一百六十四条) 六条の二)
第十九款 第十三節	登記 (第一百六十五条—第一百八 二条)
第二十款 第十四節	雜則 (第一百八十三条—第一百八十 三条)

第一条 この法律は、投資信託又は投資法人を用いて投資者以外の者が投資者の資金を主として有価証券等に対する投資として集合して運用し、その成果を投資者に分配する制度を確立し、これらを用いた資金の運用が適正に行われることを確保するとともに、この制度に基づいて発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、投資者による有価証券等に対する投資を容易にし、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「委託者指図型投資信託」とは、信託財産を委託者の指図（政令で定めるに指図に係る権限の全部又は一部を委託する場合における当該政令で定める者の指図を含む。）に基づいて主として有価証券、不動産その他の資産で投資を容易にすることが必要であるものとして政令で定めるもの（以下「特定資産」という。）に対する投資として運用することを目的とする信託であつて、この法律に基づき設定され、かつ、その受益権を分割して複数の者に取得させることを目的とするものをい

第五編	罰則（第二百一十八條—第二百五十二條）
第六編	没収に関する手続等の特例（第二百五十三条—第二百五十五条）
附則	
第一編	
総則	

第一編 第一章 第四節	美利堅合衆國（第二百九十九條）
第二編 第二章 第三節	百九十七条
第三編 第三章 第二節	監督（第二百十一条—第二百十九条）
第四編 第四章 第一節	業務の委託（第一百九十八条—第一百九十九条）
第五編 第五章 第一節	外國投資法人（第二百二十条—第二百二十三条）
第六編 第六章 第一節	雜則（第二百二十三条の二—第二百二十二条）

第一節 登錄（第一百八十七条—第一百九十二条）

5 この法律において「有価証券」とは、金融商品取引法第二条第一項に規定する同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。

6 この法律において「デリバティブ取引」とは、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。

7 この法律において「受益証券」とは、投資信託に係る信託契約に基づく受益権を表示する証券であつて、委託者指図型投資信託にあつては委託者が、委託者非指図型投資信託にあつては受託者が、この法律の規定により発行するもの又はこれに類する外国投資信託に係る証券をいう。

8 この法律において「公募」とは、新たに発行される受益証券の取得の申込みの勧誘（これに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。以下同じ。）のうち、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するもの（適格機関投資家私募等を除く。）をいう。

9 この法律において「適格機関投資家私募等」とは、新たに発行される受益証券の取得の申込みの勧誘のうち、次に掲げる場合に該当するものをいう。

一 適格機関投資家（金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をい

号)、第二条第二項の規定により有価証券とのなされた同一項各号に掲げる権利を除く。第七条及び第四十八条において同じ。)に対する投資及び運用すること(同法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引のうち政令で定めるものを行うことを含む。第七条及び第四十八条において同じ。)を目的とするものであつて、政令で定めるものをいう。

3　この法律において「投資信託」とは、委託者
　　指図型投資信託及び委託者非指図型投資信託を
　　いう。

4　この法律において「証券投資信託」とは、委
　　託者指図型投資信託のうち主として有価証券
　　（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五

に基づかず主として特定資産に対する投資として運用（政令で定める者に運用に係る権限の一部を委託する場合における当該政令で定める者

べての受益者（政令で定める者を含む。）に対して交付しなければならない。ただし、当該投資信託財産についてその受益証券の取得の申込みの勧誘が公募の方法により行われたものである場合には、当該各号に定める投資信託財産に関する知れている受益者（政令で定める者を含む。）に対して交付しなければならない。

一 自己の計算で行つた特定資産（不動産その他の政令で定めるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）の売買その他の政令で定める取引 当該特定資産と同種の資産を投資の対象とする委託者指図型投資信託に係る投資信託財産

二 運用の指図を行う投資信託財産と自己又はその取締役若しくは執行役、運用の指図を行う他の投資信託財産（当該投資信託委託会社が資産運用会社である場合にあつては、資産の運用を行う投資法人を含む。次号において同じ。）、利害関係人等その他の政令で定める者との間における特定資産の売買その他の政令で定める取引 当該運用の指図を行う投資信託財産及び当該特定資産と同種の資産を投資の対象とする委託者指図型投資信託に係る他の投資信託財産

三 前号に掲げるもののほか、運用の指図を行う投資信託財産と自己又はその取締役若しくは執行役、運用の指図を行う他の投資信託財産、利害関係人等その他の政令で定める者との間における特定資産（指定資産及び内閣府令で定める取引）の売買その他の政令で定める取引 当該運用の指図を行つて、かかる投資信託財産の間に掲げる書面の交付について適用する。この場合において、同条第二項中「受益証券を取得しようとする者」とあるのは、「知り得ている受益者」と読み替えるものとする。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 投資信託財産についてその受益証券の取得の申込みの勧誘が適格機関投資家私募の方法により行われるものであつて、投資信託約款において第一項の書面を交付しない旨を定めている場合

二 投資信託財産についてその受益証券が金融商品取引法第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券に該当するものであつて、第

一項の書面に記載すべき事項に係る情報が同法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定によりすべての受益者（政令で定める者を含む。）に提供され、又は公表される場合（投資信託約款において第一項の書面の交付に代えて当該情報の提供又は公表が行われる旨を定めている場合に限る。）

第十四条 投資信託委託会社は、その運用の指図を行つて、投資信託財産について、内閣府令で定めることにより、当該投資信託財産の計算期間の末日（内閣府令で定める投資信託財産について、内閣府令で定める期日。第二号において「作成期日」という。）ごとに、運用報告書を作成し、当該投資信託財産に係る知り得ている受益者に交付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 受益証券の取得の申込みの勧誘が適格機関投資家私募の方法により行われたものであつて、投資信託約款において運用報告書を交付しない旨を定めている場合

二 受益者の同居者が確実に当該運用報告書の交付を受けると見込まれる場合であつて、かつ、当該受益者が当該運用報告書の交付を受けないことについてその作成期日までに同意している場合（当該作成期日までに当該受益者から当該運用報告書の交付の請求があつた場合を除く。）

三 前二号に掲げる場合のほか、運用報告書を受益者に交付しなくても受益者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める者との間における特定資産（指定資産及び内閣府令で定める取引）の売買その他の政令で定める取引 当該運用の指図を行つて、かかる投資信託財産の間に掲げる書面の交付について適用する。この場合において、同条第二項中「受益証券を取得しようとする者」とあるのは、「知り得ている受益者」と読み替えるものとする。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

第十五条 投資信託委託会社は、第一項の運用報告書及び第四項の書面を作成したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に届け出なければならない。

第十六条 投資信託委託会社は、内閣府令で定めることにより、投資信託財産を行つて、投資信託約款において、投資信託財産に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

第十七条 投資信託委託会社は、次に掲げる場合に付して、投資信託約款において同項の運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）により提供する旨を定めている場合には、当該事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該投資信託委託会社は、前項の運用報告書を交付したものとみなす。

一 前二号に掲げる場合のほか、運用報告書の交付に代えて、投資信託約款において同項の運用報告書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）によつて、投資信託約款を変更しようとする場合

二 委託者指図型投資信託の併合（受託者を同一とする二以上の委託者指図型投資信託の信託財産を一の新たな委託者指図型投資信託の信託財産とすることをいう。次条第一項第二号において同じ。）をしようとする場合

（投資信託約款の変更等）

3 前二項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

第十八条 投資信託委託会社は、前条各号に掲げる場合（同条第一号に掲げる場合にあつてはその変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当する場合に限り、同条第二号に掲げる場合には、当該各号に掲げるものに該当する場合を除く。）には、次に掲げる事項を定め、書面による決議を行わなければならぬ。

一 前項の規定にかかわらず、投資信託委託会社は、受益者から第一項の運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付しなければならない。

二 前項の規定にかかわらず、投資信託委託会社は、受益者から第一項の運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、投資信託委託会社は、受益者から第一項の運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、投資信託委託会社は、受益者から第一項の運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、投資信託委託会社は、受益者から第一項の運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付しなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、投資信託委託会社は、受益者（当該投資信託委託会社を除く。）は、書面による決議を行つて、受益権の口数に応じて、議決権を有する。

7 投資信託委託会社は、投資信託約款によつて、知り得ている受益者が議決権を行使しないときは、当該知り得ている受益者は書面による決議について賛成するものとみなす旨の定めをすることができる。この場合において、当該定めをした投資信託委託会社は、第二項又は第三項の通知にその定めを記載し、又は記録しなければならない。

8 書面による決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて行う。

9 信託法第一百十条、第一百十一条、第一百十二条第二項、第一百十四条、第一百十五条第二項、第一百五十一条第二項、第一百五十一条第三項

六条第一項及び第二項、第百十七条、第二百二十二条並びに第二百二十一条の規定は、投資信託委託会社が書面による決議を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第二百二十二条第一項中「前条第一項」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律」(以下「投資信託法」という)、「第十七条第二項」と、同条第三項中「前条第四項」とあるのは「投資信託法第十七条第五項」と、同法第二百十一条中「第百八十三条第二項」と、同法第二百二十二条第一項中「前項」とあるのは「投資信託法第十七条第一項第三号」と、「第一百九条第二項」とあるのは「同条第三項」と、「第百九条第二項」とあるのは「同条第三項」とあるのは「投資信託法第十七条第六項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは政令で定める。

前各項の規定は、投資信託委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につきすべての受益者が書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。)により同意の意思表示をしたときその他受益者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合には、適用しない。

(反対受益者の受益権買取請求)

第十八条 重大な約款の変更等がされる場合は、書面による決議において当該重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己の有する受益権を公正な価格で当該受益権に係る投資信託財産をもつて買い取ることを請求することができる。

前項の規定は、その信託契約期間中に受益者が受益権について投資信託の元本の全部又は一部の償還を請求したときは投資信託委託会社が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする委託者指図型投資信託(受益者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものに限る。)について

第一項及び第三項、第二百六十三条並びに第二百六十四条の規定は、第一項の規定による請求又は解約しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（投資信託契約の解約等）

第十九条 投資信託委託会社は、投資信託契約を解約しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第二十条 第十七条及び第十八条の規定は、投資信託委託会社が投資信託契約を解約しようとすると場合について準用する。この場合において、第十七条第一項第二号中「内容及び理由」とあるのは「理由」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

前項の規定は、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合には、適用しない。

（投資信託委託会社の責任）

第二十一条 投資信託委託会社（当該投資信託委託会社からその運用の指図に係る権限の全部又は一部の委託を受けた第二条第一項に規定する政令で定める者を含む。）がその任務を怠つたことにより運用の指図を行う投資信託財産の受益者に損害を生じさせたときは、その投資信託委託会社は、当該受益者に対して連帶して損害賠償の責任を負う。

（立入検査等）

第二十二条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、投資信託委託会社若しくは投資信託委託会社であつた者（以下この項において「投資信託委託会社等」という。）、当該投資信託委託会社等の設定した投資信託財産に係る受託会社若しくは受託会社であつた者（以下この項において「受託会社等」という。）又は当該受託会社等と当該受託会社等に係る投資信託に係る業務に關して取引する者に対し、当該投資信託委託会社等若しくは当該受託会社等の業務若しくは財産に關して参考となるべき報告書若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該投資信託委託会社等若しくは当該受託会社等の當業所に立ち入り、当該投資信託委託会社等

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならぬ。い。

(投資信託契約に関する業務の引継ぎ)

第二十三条 内閣総理大臣は、投資信託委託会社又は受託会社が第一号又は第二号に該当することとなる場合において、当該投資信託委託会社又は受託会社に係る投資信託契約の存続が公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該投資信託委託会社又は受託会社に対し、内閣総理大臣があらかじめ、当該投資信託契約に係る受託会社又は投資信託委託会社及び他の投資信託委託会社又は受託会社の同意を得た上、当該投資信託契約に関する業務をその同意を得た他の投資信託委託会社又は受託会社に引き継ぐことを命ずることができる。

一 投資信託委託会社が金融商品取引法第五十二条第一項、第五十三条第三項又は第五十七条の六第三項の規定により同法第二十九条の登録を取り消されること。

二 受託会社が営業の免許若しくは登録又は信託業務を営むことについての認可を取り消されること。

3 内閣総理大臣は、前項の同意を得られない場合においては、同項に規定する当該投資信託委託会社に對しその旨、当該投資信託委託会社が同項第一号に該当することとなるおそれがあること及び次項の規定による申請の期限を通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた投資信託委託会社は、当該通知に係る期限までに、投資信託契約の存続の承認の申請ができる。

内閣総理大臣は、前項の申請があつた場合においては、金融商品取引法第五十二条第一項、第五十三条第三項又は第五十七条の六第三項の規定により当該投資信託委託会社の同法第二十九条の登録を取り消した日以後、当該投資信託契約の存続期間その他につき条件を付して、当該投資信託契約を存続させることを承認する。

5 とができる。この場合において、当該投資信託委託会社であつた者は、その業務の執行の範囲内において、同条の登録を取り消されないものとみなす。

内閣総理大臣が、前項の規定による投資信託契約の存続の承認をすることとし、又はこれをしないこととした場合においては、遅滞なく、その旨を書面により承認申請者に通知しなければならない。

(投資信託契約の解約及び解約等の場合の公告)

第二十四条 投資信託委託会社又は受託会社が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該投資信託委託会社が合併により解散した場合には合併後存続する法人又は合併により設立した法人又は当該受託会社と投資信託契約を締結している投資信託委託会社は、遅滞なく、投資信託契約を解約しなければならない。

一 投資信託委託会社が金融商品取引法第五十二条第一項、第五十三条第三項又は第五十七条の六第三項の規定により同法第二十九条の七登録を取り消されたとき。

二 投資信託委託会社が解散したとき。

三 投資信託委託会社が委託者指図型投資信託に係る業務を廃止したとき。

四 受託会社が當業免許の取消しその他の事由により信託会社等でなくなつたとき。

二 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、適用しない。

一 投資信託委託会社が前項第一号に該当する場合において、前条第一項の規定による内閣総理大臣の命令に従つて投資信託契約に関する業務の引継ぎをしたとき、又は同条第四項の規定により投資信託契約の存続の承認を受けたとき。

二 投資信託委託会社が合併により解散した場合において、当該合併後存続する法人が金融商品取引業者(第三条各号に掲げる投資信託契約にあつては、当該各号に定める金融商品取引業者。次号において同じ。)であるとき。

三 投資信託委託会社が合併により解散した場合において、当該合併により設立した法人が設立後遅滞なく、金融商品取引業者となつたとき。

四 投資信託委託会社が前項第二号若しくは第三号に該当する場合又は受託会社が同項第四号に該当する場合において、当該投資信託委託会社が

第六十三条の二 投資法人がその事業としてする行為及びその事業のためにする行為は、商行為とする。

2 商法（明治三十二年法律第四十八号）第十二条から第五十五条まで及び第十九条の規定は、投資法人については、適用しない。
（商号等）

第六十四条 投資法人は、その名称を商号とする。

2 投資法人は、その商号中に投資法人という文字を用いなければならない。

3 投資法人でない者は、その名称又は商号中に、投資法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

4 何人も、不正の目的をもつて、他の投資法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

5 前項の規定に違反する名称又は商号の使用によつて當業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある投資法人は、その當業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

6 自己の商号を使用して事業又は當業を行うことを他人に許諾した投資法人は、当該投資法人が当該事業を行うものと誤認して当該他人と取引をした者に対し、当該他人と連帶して、当該取引によつて生じた債務を弁済する責任を負う。

（会社法の規定を準用する場合の読み替え等）

第六十五条 この編（第八十六条の二第四項を除く。）及び第五編の規定において会社法の規定を準用する場合には、特別の定めがある場合を除き、同法の規定中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（投資法人法第六十六条第二項に規定する電磁的記録をいう。）」と、「電磁的方法」とあるのは「電磁的方法（投資法人法第七十一条第五項に規定する電磁的方法をいう。）」と、「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、「株式会社」とあるのは「投資法人」と、「株式」とあるのは「投資口」と、「株主」とあるのは「投資主」と、「定款」とあるのは「規約」と、「発起人」とあるのは「設立企画人」と、「株券」とあるのは「投資証券」と、「新株予約権」とあるのは「新投資口予約権」と、「新株予約権証券」とあるのは「新投資口予約権証

第二節 設立

- 券」と、「新株予約権者」とあるのは、「新投資口予約権者」と読み替えるものとする。

この編において準用するこの編の規定により読み替えられた会社法及び商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）の規定中「投資法人法」とあるのは、投資信託及び投資法人に関する法律をいうものとする。

第二節 設立

（設立企画人による規約の作成等）

第六十六条 投資法人を設立するには、設立企画人が規約を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

前項の規約は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された情報については、内閣府令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

設立企画人（設立企画人が二人以上あるときは、そのうち少なくとも一人）は、次の各号のいずれかの者でなければならぬ。

一 設立しようとする投資法人が主として投資の対象とする特定資産と同種の資産を運用の対象とする金融商品取引業者（次のイ又はロに掲げる場合には、当該イ又はロに定める金融商品取引業者）

イ 当該特定資産に不動産が含まれる場合

宅地建物取引業法第三条第一項の免許及び同法第五十条の二第一項の認可を受けてい る金融商品取引業者

ロ 当該特定資産に有価証券及び不動産以外の政令で定める資産が含まれる場合 政令で定める金融商品取引業者

二 前号に掲げる者のほか、他人の資産の運用に係る事務のうち政令で定めるものについて知識及び経験を有する者として政令で定めるもの

第九十八条第二号から第五号までに掲げる者は、設立企画人となることができない。

（規約の記載又は記録事項等）

第六十七条 投資法人の規約には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

三 投資主の請求により投資口の払戻しをする旨又はしない旨

四 投資法人が発行することができる投資口の総口数（以下「発行可能投資口総口数」という。）

五 設立に際して出資される金銭の額

六 投資法人が常時保持する最低限度の純資産額

七 資産運用の対象及び方針

八 資産評価の方法、基準及び基準日

九 金銭の分配の方針

十 決算期

十一 本店の所在地

十二 執行役員、監督役員及び会計監査人の報酬の額又は報酬の支払に関する基準

十三 資産運用会社に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準

十四 成立時の一般事務受託者、資産運用会社及び資産保管会社となるべき者の氏名又は名称及び住所並びにこれらとの締結すべき契約の概要

十五 借入金及び投資法人債発行の限度額

十六 設立企画人の氏名又は名称及び住所

十七 投資法人の成立により設立企画人が受けた報酬その他の特別の利益の有無並びに特別の利益があるときはその設立企画人の氏名又は名称及び金額

十八 投資法人の負担する設立に関する費用の有無並びにその費用があるときはその内容及び金額

十九 前項第三号に掲げる事項につき投資主の請求により投資口の払戻しをする旨を定めるときは、一定の場合においては払戻しを停止する旨を併せて定めることができる。

二十 第一項第五号の額は、その上限及び下限を画する方法により定めることができる。

二十一 第一項第六号の最低限度の純資産額（以下「最低純資産額」という。）は、五千円以上で政令で定める額を下回ることができない。

二十二 第一項各号に掲げる事項の細目は、内閣府令で定める。

二十三 第一項各号に掲げる事項のほか、投資法人の規約には、この法律の規定により規約の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項での法律の規定に違反しないものを記載し、又は記録することができる。

二十四 会社法第三十一条第一項から第三項までの規定は、規約について準用する。この場合においては、

- て、同条第一項中「本店及び支店」とあるのは「本店」と、同条第二項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。(成立時の出資額)

第六十八条 投資法人の成立時の出資額は、設立時発行投資口(投資法人の設立に際して発行する投資口をいう。以下同じ。)の払込金額(設立時発行投資口一口と引換えに払い込む金銭の額をいう。)の総額とする。

2 前項の出資額は、一億円以上で政令で定める額を下回ることができない。

(設立に係る届出等)

第六十九条 設立企画人は、投資法人を設立しようとするとときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨並びに設立時執行役員(投資法人の設立に際して執行役員となる者をいう。以下同じ。)の候補者の氏名及び住所を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出には、規約その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

3 前項の場合において、規約が電磁的記録で作成されているときは、書面に代えて電磁的記録(内閣府令で定めるものに限る。)を添付することができる。

4 設立企画人は、第一項の規定による届出をした後でなければ、第七十七条第一項の規定による通知、設立時発行投資口の引受けの申込みの勧誘その他設立時発行投資口を自ら引き受け、又は他人に引き受けさせるための行為をしてはならない。

5 規約は、第一項の規定による届出が受理された時に、その効力を生ずる。

6 第一項の規定による届出が受理された規約は、投資法人の成立前は、これを変更することができない。

7 会社法第九十六条及び九十七条の規定は、規約の変更について準用する。この場合において、同法第九十六条中「第三十条第二項」とあるのは「投資法人法第六十九条第六項」と、同法第九十七条中「第二十八条各号」とあるのは「投資法人法第六十七条第一項第十七号又は第十八号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 3 会社法第百三十一条第二項の規定は投資証券について、同法第百三十二条及び第百三十三条の規定は投資口について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 会社法第一百四十六条、第一百四十七条第二項及び第三項、第一百四十八条、第一百五十五条第一項（第四号、第五号、第七号から第九号まで、第十一号及び第十四号に係る部分に限る。）、第一百五十三条第二項及び第三項並びに第一百五十四条第一項及び第二項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、投資口の質入れについて準用する。この場合において、同法第百五十一条第一項第七号中「第二百七十七条に規定する新株予約権無償割当て」とあるのは「投資法人法第八十八条规定する新投資口予約権無償割当て」と、同項第八号中「剰余金の配当」とあるのは「金銭の分配」と、同項第十四号中「取得」とあるのは「払戻し又は取得」と、同法第一百五十三条第二項中「前条第二項に規定する場合」とあるのは「投資口の併合をした場合」と、同条第三項中「前条第三項に規定する場合」とあるのは「投資口の分割をした場合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
（自己の投資口の取得及び質受けの禁止）

第八十条 投資法人は、当該投資法人の投資口を取得し、又は質権の目的として受けることができない。ただし、次に掲げる場合において当該投資口を取得するときは、この限りでない。

一 その資産を主として政令で定める特定資産に対する投資として運用することを目的とする投資法人が、投資主との合意により当該投資法人の投資口を有償で取得することができるとの旨を規約で定めた場合

二 合併後消滅する投資法人から当該投資口を承継する場合

三 この法律の規定により当該投資口の買取りをする場合

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める場合

前項の処分の方法は、内閣府令で定める。

第二項の規定により投資口の処分又は消却を行ふ場合において、当該投資法人は、役員会の

決議により、処分又は消却する自己の投資口の
口数を定めなければならない。

口の譲受けを承諾したものとみなす。ただし、同項の投資主が申込みをした投資口の総口数

第八十条第三項の規定は、第三項の親法人投資口を処分する場合について準用する。

第八十条第三項の規定は、第三項の親法人投資口を処分する場合について準用する。

2	前項前段の場合には、規約によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。
1	投資口の分割の方法
2	投資口の分割がその効力を生ずる時期
3	前号の時期において投資主名簿に記載され、又は記録されている投資主が、投資口の分割により投資口を受ける権利を有する旨
4	前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

5	第一項各号に掲げる事項（第二項の場合にあつては、第三項の発行期間及び同項各号に掲げる事項。次条第一項第六号において「募集事項」という。）は、第一項の募集ごとに、均等に定めなければならない。
6	前項の場合において、募集投資口の払込金額は、投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な金額としなければならない。
7	投資法人がその成立後に投資口を発行したときは、当該投資口の払込金額の総額を出資総額に組み入れなければならない。
8	投資法人がその成立後に投資口を発行したときは、当該投資口の払込金額の総額を出資総額に組み入れなければならない。
9	第一項の通知又は催告は、その通知又は催告が連絡先にあてて発すれば足りる。

6	第一項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該投資法人に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先）に掲げる事項
7	第一項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該投資法人に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先）に掲げる事項
8	第一項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該投資法人に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先）に掲げる事項
9	第一項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該投資法人に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先）に掲げる事項

1	第一項各号に掲げる事項（第二項の場合にあつては、第三項の発行期間及び同項各号に掲げる事項。次条第一項第六号において「募集事項」という。）は、第一項の募集ごとに、均等に定めなければならない。
2	第一項各号に掲げる事項（第二項の場合にあつては、第三項の発行期間及び同項各号に掲げる事項。次条第一項第六号において「募集事項」という。）は、第一項の募集ごとに、均等に定めなければならない。
3	第一項各号に掲げる事項（第二項の場合にあつては、第三項の発行期間及び同項各号に掲げる事項。次条第一項第六号において「募集事項」という。）は、第一項の募集ごとに、均等に定めなければならない。
4	第一項各号に掲げる事項（第二項の場合にあつては、第三項の発行期間及び同項各号に掲げる事項。次条第一項第六号において「募集事項」という。）は、第一項の募集ごとに、均等に定めなければならない。
5	第一項各号に掲げる事項（第二項の場合にあつては、第三項の発行期間及び同項各号に掲げる事項。次条第一項第六号において「募集事項」という。）は、第一項の募集ごとに、均等に定めなければならない。

<p>第二款 投資主総会以外の機関の設置</p> <p>第九十五条 投資法人には、次に掲げる機関を置かなければならない。</p> <p>一 一人又は二人以上の執行役員</p> <p>二 執行役員の員数に一を加えた数以上の監督役員</p> <p>三 役員会</p> <p>四 会計監査人</p>
<p>(選任) 第三款 第三款 役員及び会計監査人の選任及び解任</p>
<p>第九十六条 役員（執行役員及び監督役員をいふ。以下この款（第一百条第三号及び第五号を除く。）において同じ。）及び会計監査人は、投資主総会の決議によつて選任する。</p>
<p>2 会社法第三百二十九条第三項の規定は、前項の決議について準用する。この場合において、同条第三項中「この法律」とあるのは、「投資法人法」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>
<p>（投資法人と役員等との関係）</p>
<p>第九十七条 投資法人と役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。</p>
<p>(執行役員の資格)</p>
<p>第九十八条 次に掲げる者は、執行役員となることができない。</p>
<p>一 法人</p>
<p>二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者</p>
<p>三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者</p>
<p>四 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p>
<p>五 この法律、信託法、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、金融商品取引法、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第二百九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第二百五十九号）、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律</p>

第六十六号)、不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十一年法律第三十二号)、会社法若しくは一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十九号)第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まではしくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第二百二十九号)第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等处罚に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第四十六条から第四十九条まで、第五十条(第一号に係る部分に限る)若しくは第五十一条の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

(執行役員の任期)

第九十九条 執行役員の任期は、二年を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、第九十一条第一項ただし書の規約の定めがある場合には、投資主総会の決議によつて、執行役員の任期を選任後二年を経過した日の翌日から三十日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の時までとすることができる。

(監督役員の資格)

第一百条 次に掲げる者は、監督役員となることができない。

一 第九十八条各号に掲げる者

二 投資法人の設立企画人

三 投資法人の設立企画人である法人若しくはその子会社(当該法人がその総株主の議決権

(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む)の過半数を保有する株式会社をいう。第五号及び第二百条第一号において同じ。)の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であつたもの

四 投資法人の執行役員

投資法人の発行する投資口を引き受けける者の募集の委託を受けた金融商品取引業者等(金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。)若しくは金融商品仲介業者(同法第一条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。以下この号において同じ。)若しくはこれらとの子会社の役員若しくは使用人若しくは個人である金融商品仲介業者又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であつたもの

六 その他投資法人の設立企画人又は執行役員と利害関係を有することその他の事情により監督役員の職務の遂行に支障を来すおそれがある者として内閣府令で定めるもの

(監督役員の任期)

第一百一一条 監督役員の任期は、四年とする。ただし、規約又は投資主総会の決議によつて、その任期を短縮することを妨げない。

第九十九条第二項及び会社法第三百三十六条第三項の規定は、前項の監督役員の任期について準用する。この場合において、第九十九条第二項中「前項」とあるのは「第一百一条第一項本文」と、「二年」とあるのは「四年」と、同法第三百三十六条第三項中「第一項」とあるのは「投資法人法第一百一条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(会計監査人の資格等)

第一百二条 会計監査人は、公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第二百三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。)又は監査法人でなければならぬ会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを投資法人に通知しなければならない。この場合においては、次項第二号又は第三号に掲げる者を選定することはできない。

次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

一 公認会計士法の規定により、第百十五条の第一項各号に掲げる書類について監査をすることができない者

二 投資法人の子法人若しくはその執行役員若しくは監督役員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

三 投資法人の一般事務受託者、資産運用会社若しくは資産保管会社若しくはこれらの取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

四 監査法人でその社員の半数以上が前二号に掲げる者であるもの

(会計監査人の任期)

第一百三条 会計監査人の任期は、就任後一年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結の時までとする。

会計監査人は、前項の投資主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該投資主総会において再任されたものとみなす。

二 前二項の規定は、清算投資法人(第百五十条の三に規定する清算投資法人をいう。第百五十五条の二第一項第二号において同じ。)の会計監査人については、適用しない。

(解任)

第一百四条 役員及び会計監査人は、いつでも、投資主総会の決議によつて解任することができる。

二 前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、投資法人に対し、解任によつて生じた損害の賠償を請求することができる。

三 会社法第八百五十四条第一項(第二号に係る部分に限る。)、第八百五十五条、第八百五十六条及び第九百三十七条第一項(第一号又はこれらの部分に限る。)の規定は、役員の解任の訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(役員会等による会計監査人の解任)

第一百五条 役員会又は清算人会は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができます。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。
- 二 会計監査人としてふさわしくない非行があつたとき。
- 三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 前項の規定による解任は、役員会又は清算人の構成員の全員の同意によつて行わなければならぬ。
- 3 第一項の規定により会計監査人を解任したときは、役員会が選定した監督役員又は清算人会が選定した清算監督人は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される投資主総会に報告しなければならない。
- (役員の解任の投資主総会の決議)
- 第一百六条** 第九十三条の二第一項の規定にかかるらず、役員を解任する投資主総会の決議は、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の過半数(これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上に当たる多数)をもつて行なわれる。
- (会計監査人の選任等についての意見の陳述)
- 第一百七条** 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、投資主総会に出席して意見を述べることができる。
- 2 会計監査人を辞任した者及び第五条第一項の規定により会計監査人を解任された者は、辞任後又は解任後最初に招集される投資主総会に出席して、辞任した旨及びその理由又は解任についての意見を述べることができる。
- 3 執行役員又は清算執行人は、前項の者に対し、同項の投資主総会を招集する旨及び第九十条の二第一項第一号に掲げる事項を通知しなければならない。
- (役員等に欠員を生じた場合の措置)
- 第一百八条** 役員が欠けた場合はこの法律若しくは規約で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員(次項の一時役員の職務を行なへべき者を含む)が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
- 2 前項に規定する場合において、内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時役員の職務を行うべき者を選任することができる。
- 3 会計監査人が欠けた場合又は規約で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく立てることができる。

- く会計監査人が選任されないときは、役員会又は清算人会は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。
- 3 第一項の規定により会計監査人を解任したときは、役員会が選定した監督役員又は清算人会が選定した清算監督人は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される投資主総会に報告しなければならない。

- 4 第百二条及び第五条の規定は、前項の一時会計監査人の職務を行うべき者について準用する。
- (職務)
- 第四款 執行役員**

- 第一百九条** 執行役員は、投資法人の業務を執行し、投資法人を代表する。
- 2 執行役員は、この法律で別に定める場合のほか、次に掲げる事項その他の重要な職務を執行しようとするときは、役員会の承認を受けなければならない。
- 3 第百三十九条の八の規定による投資法人債の管理に係る事務の委託
- 4 第百四十六条第一項の規定による投資口の払戻しの停止
- 5 合併契約の締結
- 6 資産の運用又は保管に係る委託契約の締結
- 7 資産運用報酬、資産保管手数料その他の資産の運用又は保管に係る費用の支払
- 8 第二百五十五条第一項の同意

- 3 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 4 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 5 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 6 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 7 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 8 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 9 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 10 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 11 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 12 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 13 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 14 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 15 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 16 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 17 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 18 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 19 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 20 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 21 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 22 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 23 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 24 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 25 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 26 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 27 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 28 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 29 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 30 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 31 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 32 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 33 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 34 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 35 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 36 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 37 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 38 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 39 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 40 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 41 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 42 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 43 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 44 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 45 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 46 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 47 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 48 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 49 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 50 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 51 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 52 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 53 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 54 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 55 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 56 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 57 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 58 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 59 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 60 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 61 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 62 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 63 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 64 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 65 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 66 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 67 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 68 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 69 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 70 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 71 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 72 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 73 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 74 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 75 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 76 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 77 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 78 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 79 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 80 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 81 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 82 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 83 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 84 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 85 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 86 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 87 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 88 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 89 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 90 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 91 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 92 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 93 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 94 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 95 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 96 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 97 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 98 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 99 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 100 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 101 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 102 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 103 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 104 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 105 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 106 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 107 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 108 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 109 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 110 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 111 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 112 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 113 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 114 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 115 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 116 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 117 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 118 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 119 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 120 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 121 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 122 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 123 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 124 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 125 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 126 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 127 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 128 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 129 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 130 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 131 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 132 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 133 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 134 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 135 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 136 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 137 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 138 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 139 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 140 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 141 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 142 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 143 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 144 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 145 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 146 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 147 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 148 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 149 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 150 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 151 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 152 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 153 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 154 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 155 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 156 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 157 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 158 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 159 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 160 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 161 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 162 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 163 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 164 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 165 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 166 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 167 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 168 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 169 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 170 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 171 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 172 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 173 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 174 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 175 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 176 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 177 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 178 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 179 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 180 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 181 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 182 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 183 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 184 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 185 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 186 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

- 187 第百四十六条第一項の規定による事務の委託

項及び百三十八条第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 債についての重要な事実を役員会に報告しなければならない。

五百一十九条 計算に関する事務
六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事務

一 執行役員及び監督役員 次に掲げる行為
イ 投資口若しくは投資法人債を引き受け
者の募集をする際に通知しなければならぬ
い重要な事項についての虚偽の通知又は

第九款 補償契約及び役員等のために締結される保険契約

条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた投資法人と執行役員との間の補償契約の締結については、適用しない。

(役員等のために締結される保険契約)

（事務の委託を受けた者の義務）
第百十八条 投資法人から前条各号に掲げる事務の委託を受けた一般事務受託者は、当該投資法人のため忠実にその事務を行わなければならぬ。

二二ハ虚偽の登記
二二虚偽の公告

記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

るには、役員会の決議によらなければならぬ。い。二 当該役員等が、その職務の執行に關し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために出支する費用
三 当該役員等が、その職務の執行に關し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員等を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。次項ただし書において「役員等賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、役員会の決議によらなければならぬ。

（一般事務受託者の責任）

第一百十九条 一般事務受託者は、その任務を怠つたときは、投資法人に対し、連帶して、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

一般事務受託者が投資法人に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、執行役員、監督役員、清算執行人、清算監督人又は会計監査人も当該損害を賠償する責任を負うときは、そ

百六十二条 会社法第七編第二章第二節（第八百
百五十五条）のハ、役員等が投資法人又は第三者に
生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等も当該損害を賠償する責任を負
うときは、これらの者は、連帯債務者とする。
（役員等の責任を追及する訴え）

口 比より生ずる損失
　　当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

投資法人は、補償契約を締結している場合であつても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

の間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、執行役員を被保険者とするものの締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員等賠償責任保険契約である場合に、前項の決議によつてその内容が定められたは、

の一般事務受託者、執行役員、監督役員、清算執行人、清算監督人及び会計監査人は、連帯債務者とする。

で、第八百四十九条の二、第八百五十一条第一項第一号及び第二項並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。)の規定は役員等の賃金に適用しない。(内閣府告示第百四

費用の額を超える部分
二 当該投資法人が前項第二号の損害を賠償する
とすれば当該役員等が当該投資法人に対し
て第百十五条の六第一項の責任を負う場合に
は、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る

第五節 事務の委託

項第一号及び第二項並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。の規定は一般事務受託者の責任を追及する訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第一百二条の二第二項、第三百三条第三項、第二百二十条第五项、第

三 役員等がその職務を行ふにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第一号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した投資法人が、当該役員等が自己若し

二 らない。
一 発行する投資口及び投資法人債を引き受け
る者の募集並びに新投資口予約権無償割当て
に関する事務

二 投資主名簿、新投資口予約権原簿及び投資

二百十三条の二第一項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十

る場合を含む。)、第四百六十二条第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「投資法人法第七十七条の一(第五項、第一百五十五条の六第二項、第一百二十六条の二(第三

4 法人に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを見ついたときは、当該役員等に対し、補償した金額に相当する金額を返還することを請求することができる。

三　名簿、新投資口予約権原簿及び投資法人債原簿に関する事務

四　投資証券、新投資口予約権証券及び投資法人債券（以下「投資証券等」という。）の発行に関する事務

四　機関の運営に関する事務

五百二十二条 「第五条第二項」とあるのは、「投資法人法第百十九条第三項において準用する投資法人法第百十五条规定の六第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一百二十二条 削除
第一百二十三条 削除
第六節 投資口の払戻し

(払戻請求) 第八十六条第一項に規定する投資法人は、次に掲げる場合を除き、投資主の請求により投資口の払戻しをしなければならない。

一 第七十七条の三第二項に規定する基準日から投資主又は質権者として権利を使用することができる日までの間に請求があつたとき。

二 解散したとき。

三 純資産の額が基準純資産額（最低純資産額に五千万円以上で政令で定める額を加えた額をいう。次節第四款及び第二百十五条第一項において同じ。）を下回ったとき。

四 規約で定めた事由に該当するとき。

五 その他法令又は法令に基づいてする処分により、払戻しを停止しなければならないとき、又は停止することができるとき。

六 前項の請求は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 払戻しを請求しようとする投資口の口数

二 請求の日

三 第一項の請求をする投資主は、投資証券を投資法人に提出しなければならない。ただし、当該投資証券が発行されていないときは、この限りでない。

（払戻し）

第一百二十五条 投資法人が投資口の払戻しをするときは、当該投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な金額によらなければならない。

2 投資口の払戻しは、払戻金額の支払の時に、その効力を生ずる。

3 投資法人は、投資口の払戻しをしたときは、内閣府令で定めるところにより、投資主名簿に払戻しの記載をし、かつ、出資総額等から出資総額等のうち払戻しをした投資口に相当する額を控除しなければならない。

（払戻金額の公示）
第一百二十六条 投資法人は、内閣府令で定めるところにより、その投資口の払戻金額をあらかじめ公示することができます。この場合において、當該公示した金額をもつて投資口の払戻しをしなければならない。

（違法な払戻しに関する責任）
第一百二十六条の二 第百二十四条第一項第三号に掲げる場合において、投資法人が投資口の払戻し

しをしたときは、当該払戻しにより金銭の交付を受けた者及び当該払戻しに関する職務を行つた業務執行者（執行役員その他の当該執行役員の

第一項において同じ。）は、当該投資法人に対し、連帶して、当該金銭の交付を受けた者が交付を受けた金銭の額に相当する金銭を支払う義務を負う。

第一項の規定にかかるわらず、業務執行者は、そ

の職務を行うについて注意を怠らなかつたこと

を証明したときは、同項の義務を負わない。

三 第一項の規定により業務執行者の負う義務は、総投資主の同意がなければ、免除すること

ができる。（投資主に対する求償権の制限等）

第一百二十六条の三 前条第一項に規定する場合において、当該場合に該当することにつき善意の投資主は、当該投資主が交付を受けた金銭について、同項の金銭を支払つた業務執行者からの求償の請求に応ずる義務を負わない。

二 前条第一項に規定する場合には、投資法人の債権者は、同項の規定により義務を負う投資主に対し、その交付を受けた金銭の額に相当する金銭を投資法人に支払わせることができる。

（違法に払戻しを受けた者の責任）

第一百二十七条 不公正な金額で投資口の払戻しを受けた者のうち悪意のものは、投資法人に対して公正な金額との差額に相当する金銭を支払う義務を負う。

（会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三項及び第四項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と、同条第三項中「第一項各号」とあるのは「投資法人法第二十八条の三第一項各号」と、同条第四項中「第二項各号」とあるのは「第二項第一号、第一号、第四号又は第五号」と読み替えるものとする。）

（会計帳簿の提出命令）

第一百二十八条の四 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができる。

（計算書類等の作成等）
第一百二十九条 投資法人は、内閣府令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2 投資法人は、内閣府令で定めるところによ

第二款 会計帳簿等

第一目 会計帳簿

(会計帳簿の作成及び保存) 第百二十八条の二 投資法人は、内閣府令で定めることにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

二 投資法人は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

（会計帳簿の閲覧等の請求）

第一百二十八条の三 投資主は、投資法人の営業時間内には、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

三 前項の規定により同項の金銭を投資法人に支払つた者については、投資口の払戻しを受けた時点にさかのばつてなお投資主であるものとみなす。

（会社法第四百三十三条第二項（第三号を除く。）の規定は前項の請求について、同条第三項及び第四項の規定は親法人の投資主について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と、同条第三項中「第一項各号」とあるのは「投資法人法第二十八条の三第一項各号」と、同条第四項中「第二項各号」と、同条第四項中「第二項第一号、第一号、第四号又は第五号」と読み替えるものとする。）

（会計帳簿の提出命令）

第一百三十条 前条第二項の計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書及び計算書並びに金銭の分配に係る計算書並びに金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書並びに会計監査報告を役員会に提出し、又は提供しなければならない。

（計算書類等の監査）
第一百三十一条 執行役員は、前条の監査を受けた前項の規定により提出され、又は提供された計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書並びに会計監査報告を役員会に提出し、又は提供しなければならない。

（計算書類等の承認等）
第一百三十二条 執行役員は、前条の監査を受けた前項の規定により提出され、又は提供された計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書並びに会計監査報告を役員会に提出し、又は提供しなければならない。

（計算書類等の承認等）
第一百三十三条 執行役員は、前項の承認を受けたときは、遅滞なく、その旨を投資主に通知しなければならない。

（計算書類等の承認等）
第一百三十四条 執行役員は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により前項の規定による通知をする場合には、政令で定めるところにより、投資主の承諾を得て、内閣府令で定める方法により、当該通知をしなければならない。

（計算書類等の承認等）
第一百三十五条 執行役員は、第三項の規定による通知に際して、内閣府令で定めるところにより、投資主に對し、第二項の承認を受けた計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びに会計監査報告を提供しなければならない。

（計算書類等の承認等）
第一百三十六条 執行役員は、第三項の規定による通知に際して、内閣府令で定めるところにより、投資主に對し、第二項の承認を受けた計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びに会計監査報告を提供しなければならない。

（計算書類等の承認等）
第一百三十七条 執行役員は、各営業期間に係る計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書並びに会計監査報告を提供しなければならない。

（計算書類等の承認等）
第一百三十八条 投資法人は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとす

益計算書その他投資法人の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適當なものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

二 計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもつて作成することができる。

三 投資法人は、計算書類を作成した時から十年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

（計算書類等の監査）
第一百三十九条 前条第二項の計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書並びに会計監査人の監査を受けなければならない。

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものとみなす。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものとみなす。

（会計帳簿の提出命令）
第一百四十条 前条第二項の計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書並びに会計監査人の監査を受けなければならない。

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものとみなす。

（会計帳簿の提出命令）
第一百四十一条 執行役員は、前条の監査を受けた前項の規定により提出され、又は提供された計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書並びに会計監査報告を役員会に提出し、又は提供しなければならない。

（会計帳簿の提出命令）
第一百四十二条 執行役員は、前項の承認を受けたときは、遅滞なく、その旨を投資主に通知しなければならない。

（会計帳簿の提出命令）
第一百四十三条 執行役員は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により前項の規定による通知をする場合には、政令で定めるところにより、投資主に對し、第二項の承認を受けた計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びに会計監査報告を提供しなければならない。

（会計帳簿の提出命令）
第一百四十四条 執行役員は、各営業期間に係る計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書並びに会計監査報告を提供しなければならない。

（会計帳簿の提出命令）
第一百四十五条 執行役員は、第三項の規定による通知に際して、内閣府令で定めるところにより、投資主に對し、第二項の承認を受けた計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びに会計監査報告を提供しなければならない。

（会計帳簿の提出命令）
第一百四十六条 執行役員は、各営業期間に係る計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書並びに会計監査報告を提供しなければならない。

（会計帳簿の提出命令）
第一百四十七条 執行役員は、各営業期間に係る計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書並びに会計監査報告を提供しなければならない。

（会計帳簿の提出命令）
第一百四十八条 執行役員は、各営業期間に係る計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書並びに会計監査報告を提供しなければならない。

（会計帳簿の提出命令）
第一百四十九条 執行役員は、各営業期間に係る計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書並びに会計監査報告を提供しなければならない。

（会計帳簿の提出命令）
第一百五十条 執行役員は、各営業期間に係る計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書並びに会計監査報告を提供しなければならない。

（会計帳簿の提出命令）
第一百五十一条 執行役員は、各営業期間に係る計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書並びに会計監査報告を提供しなければならない。

（会計帳簿の提出命令）
第一百五十二条 執行役員は、各営業期間に係る計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書並びに会計監査報告を提供しなければならない。

（会計帳簿の提出命令）
第一百五十三条 執行役員は、各営業期間に係る計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書並びに会計監査報告を提供しなければならない。

（会計帳簿の提出命令）
第一百五十四条 執行役員は、各営業期間に係る計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書並びに会計監査報告を提供しなければならない。

（会計帳簿の提出命令）
第一百五十五条 執行役員は、各営業期間に係る計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書並びに会計監査報告を提供しなければならない。

（会計帳簿の提出命令）
第一百五十六条 執行役員は、各営業期間に係る計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書並びに会計監査報告を提供しなければならない。

（会計帳簿の提出命令）
第一百五十七条 執行役員は、各営業期間に係る計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書並びに会計監査報告を提供しなければならない。

(投資法人債権者集会)
第一百三十九条の十 投資法人債権者は、投資法人債の種類（第一百三十九条の七において準用する会社法第六百八十二条第一項に規定する種類をいう。）ごとに投資法人債権者集会を組織する。
会社法第七百六十六条から第七百四十二条までで、第七編第二章第七節、第八百六十八条第四項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第七号から第九号までに係る部分に限る。）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、投資法人が投資法人債を発行する場合における投資法人債、投資法人債権者、投資法人債管理補助者又は投資法人債権者集会について準用する。この場合において、同法第七百六十六条中「この法律」とあるのは「投資法人法」、同法第七百六十六条第一項とあるのは「投資法人法第一項」、同法第七百三十九条の九第四項各号」とあるのは「投資法人法第三項」、同法第七百三十九条第一項各号」とあるのは「投資法人法第一項」、同法第七百三十九条第三項中「第七百五条第一項」とあるのは「投資法人法第三項」、同法第七百三十九条第一項各号」とあるのは「投資法人法第一項」、同法第七百三十九条第一項中「第四百四十九条（第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）又は第八百十六条の人」とあるのは「投資法人法第四十二条第一項から第五百七十七条（第七百八十二条第一項において準用する場合を含む。）」、第八百七十九条（第七百八十二条第一項において準用する場合を含む。）とあるのは「投資法人法第一百四十九条の四（投資法人法第一百四十九条の九又は第一百四十九条の十四において準用する場合を含む。）」と、同条第二項中「社債」とあるのは「投資法人債」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

「条の八」と、同条第三項中「第四百四十九条第二項、第六百二十七条第二項、第六百三十五条第二項、第六百七十九条第二項、第六百八十九条第二項（第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第七百九十九条第二項（第八百二十二条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」、第八百十条第二項（第八百三十三条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第八百十六条の八第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。」とあるのは、「投資法人法第一百四十二条第二項及び第一百四十九条の四第二項（投資法人法第一百四十九条の九及び第一百四十九条の十四において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」と、「第四百四十九条第二項、第六百二十七条第二項、第六百三十五条第二項、第六百七十九条第二項、第七百九十九条第二項（第七百九十九条第二項及び第八百十六条の八第二項）において準用する場合は、政令で定めるところにより、社債とみなす。」であるのは、「投資法人法第一百四十二条第二項、第六百七十九条第二項及び第一百四十九条の四第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的説明は、政令で定める。
(短期投資法人債に係る特例)
第一百三十九条の十二 第百三十九条の七において準用する会社法第六百八十二条の規定にかかるらず、次に掲げる要件のいずれにも該当する投資法人債（次項及び次条において「短期投資法人債」という。）については、これを発行した投資法人は、投資法人債原簿を作成することを要しない。
一 各投資法人債の金額が一億円を下回らないこと。
二 元本の償還について、投資法人債の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。
三 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。
四 担保付社債信託法の規定により担保が付されるものでないこと。

（担保付社債信託法等の適用関係）
第一百三十九条の十一 投資法人債は
信托法（明治三一八年法律第五一

債の種類（第三百三十九条の七において規定する債の種類を「債」といふ。）ごとに投資法人債権者集会を組織する。
会社法第七百六十八条から第七百四十二条までに規定する債の種類を「債」といふ。）ごとに投資法人債権者集会を組織する。
で、第七編第二章第七節、第八百六十八条第四項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第七号から第九号までに規定する債の種類を「債」といふ。）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、投資法人が投資法人債を発行する場合における投資法人債、投資法人債権者、投資法人債管理補助者は、投資法人債権者又は投資法人債権者集会について準用する。この場合において、同法第七百六十六条中「この法律」とあるのは、「投法第七百六十六条中「この法律」とあるのは、「投
資法人法」と、同法第七百二十四条第二項第一

第一百三十九条の十一 投資法人債は、担保付社債
信託法（明治三十八年法律第五十二号）その他
の政令で定める法令の適用については、政令で
定めるところにより、社債とみなす。
(短期投資法人債に係る特例)

第一百三十九条の十二 第百三十九条の七において
準用する会社法第六百八十一條の規定にかかるわ
らず、次に掲げる要件のいずれにも該当する投
資法人債（次項及び次条において「短期投資法
人債」という。）については、これを発行した
投資法人は、投資法人債原簿を作成することを
要しない。

一 各投資法人債の金額が一億円を下回らない
こと。

二 元本の償還について、投資法人債の総額の
払込みのあつた日から一年未満の日とする確
定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めが
ないこと。

三 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限
と同じ日とする旨の定めがあること。

四 担保付社債信託法の規定により担保が付さ
れるものでないこと。

（明治二十二年六月行第三二）
の政令で定める法令の適用については、政
定めるところにより、社債とみなす。

項」と、「又は解散した」とあるのは「又は解散した」とある。これは「投資法人債」とある。この場合は「投資法人債」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定めること。

(投資法人債権者集会)

第一百三十九条の十 投資法人債権者は、投資法人債の種類(第一百三十九条の七において準用する会社法第六百八十二条第一号に規定する種類をいう)ごとに投資法人債権者集会を組織する。

会社法第七百六十六条から第七百四十二条まで、第七編第二章第七節、第八百六十八条第四項、第八百六十九条、第八百七十条第一項(第八号から第九号までに係る部分に限る)、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る)、第八百七十三条、第八百七十四条(第四号に係る部分に限る)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、投資法人が投資法人債を発行する場合における投資法人債、投資法人債権者、投資法人債券、投資法人債管理補助者、投資法人債権者又は投資法人債権者集会について準用する。この場合において、同法第七百六十条中「この法律」とあるのは「投資法人法」と、同法第七百二十四条第二項第一号中「第七百六条第一項各号」とあるのは「投

資法人法」である。

(担保付社債信託法等の適用関係)

第一百三十九条の十一 投資法人債は、担保付社債二項、第六百二十七条第二項、第六百三十五条第二項、第六百七十条第二項、第七百七十九条第二項(第七百八十二条第二項(第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ)、第七百九十九条第二項(第八百二条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ)、第八百十条第二項(第八百十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ)、第八百四十九条の九及び第八百四十九条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ)及び第八百六十六条の八第二項」とあるのは「投資法人法第一百四十二条第二項及び第一百四十九条の四第二項(投資法人法第一百四十九条の九及び第一百四十九条の十四において準用する場合を含む。以下この項において同じ)」と、「第四百四十九条第二項、第六百二十七条第二項、第六百三十五条第二項、第六百七十二条第二項、第七百七十九条第二項、第七百九十九条第二項及び第八百十六条の八第二項」とあるのは「投資法人法第一百四十二条第二項及び第一百四十九条の四第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（投資口の払戻しに係る規約の変更
規約を変更して投資口の
第一百四十二条 る。

(規約の変更)

（規約の変更）する場合（内閣府令で定める場合）
第九節 規約の変更

二 短期投資法人債の償還のための保護のため必要なものとして内める要件

れていること。

口 その他の内閣府令で定める目的
規約においてその発行の限度
行するものであること。

る場合、特定資産（不動産その他の政
資産に限る。）の取得に必要な

発行することができない。
一 次に掲げるすべての要件を満たす場合

（短期投資法人債の発行）

八から第百三十九条の十までの規定
ない。

七十条の二、第八百七十二条本文、第八百七十七条
二条（第五号に係る部分に限る）、第八百七十三条
二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条
条及び第八百七十六条の規定は、第一項の規定
による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
(最低純資産額を減少させることを内容とする規約の変更)

第一百四十二条 規約を変更して最低純資産額を減少させることとする場合には、投資法人の債権者に対する者は、当該投資法人に対し、当該規約の変更について異議を述べることができる。

前項の場合には、当該投資法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一月を下ることができない。

一 最低純資産額の減少の内容

二 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

三 前項の規定にかかわらず、第一項の投資法人が前項の規定による公告を、官報のほか、第百八十六条の二第一項の規定による規約の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

四 債権者が第一項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該最低純資産額の減少について承認をしたものとみなす。債権者が第一項第二号の期間内に異議を述べたときは、第一項の投資法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該最低純資産額の減少をしても、当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

五 会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る）及び第二項（第五号に係る部分に限る）第八百三十四条（第五号に係る部分に限る）、第八百三十五条第一項、第八百三十九条から第八百三十九条まで、第八百四十六条並びに第九百三十七条第一項（第一号ニに係る部分に限る）の規定は、最低純資産額の減少の無効の訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四款 吸収合併の手続

第一目 吸収合併消滅法人の手続

(吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第二百四十九条 吸収合併消滅法人は、次に掲げる日のいづれか早い日から効力発生日までの間、吸収合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

一 第二条第一項の投資主総会の日の二週間前の日又は同条第三項の公告の日のいづれか早い日又は同条第三項の公告の日の二週間前の日又は同条第一項の投資主総会の日の二週間前の日

二 第百四十九条の三第二項の規定による通知の日又は同条第三項の公告の日のいづれか早い日

三 第百四十九条の三の二第二項の規定による通知を受けるべき新投資口予約権者があるときは、同項の規定による通知の日又は同条第三項の公告の日のいづれか早い日

四 第百四十九条の四第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいづれか早い日

五 吸収合併消滅法人の投資主及び債権者は、吸収合併消滅法人に対しても、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併消滅法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を电磁的記載した書面の交付の請求

(吸収合併契約の承認等)
第五百四十九条の二 吸収合併消滅法人は、効力発生日の前日までに、投資主総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

2 吸収合併消滅法人は、効力発生日の二十日前までに、その登録投資口質権者及び登録新投資口予約権質権者に対し、吸収合併をする旨を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

(反対投資主の投資口買取請求)

第二百四十九条の三 吸収合併をする場合には、前

条第一項の投資主総会に先立つて当該吸収合併に反対する旨を吸収合併消滅法人に対し通知し、かつ、当該投資主総会において当該吸収合併に反対した投資主は、当該吸収合併存続法人に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買取ることを請求することができる。

2 吸収合併消滅法人は、効力発生日の二十日前までに、その投資主に対し、吸収合併をする旨並びに吸収合併消滅法人の商号及び住所を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

(債権者の異議)

第二百四十九条の四 吸収合併をする場合には、吸

收合併消滅法人の債権者は、当該吸収合併消滅法人に対し、吸収合併について異議を述べることができること

2 前項に規定する場合には、吸収合併消滅法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知り取ることを請求することができる。

3 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

二 吸収合併存続法人の商号及び住所を通知しなければならない。

一 吸収合併をする旨

三 前項の規定により異議を述べることができる旨

2 前項に規定する場合には、吸収合併消滅法人が同項の規定による公告を官報のほか、第八十六条の二第一項の規定による規約の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公表方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

3 前項に規定にかかるらず、吸収合併消滅法人が同項の規定による公報を官報のほか、第八十六条の二第一項の規定による規約の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公表方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、吸収合併消滅法人は、当該債権者になかつたときは、当該債権者は、当該吸収合併に反し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

5 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、吸収合併消滅法人は、当該債権者になかつたときは、当該債権者は、当該吸収合併に反し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(新投資口予約権買取請求)

第二百四十九条の三の一 吸収合併をする場合に

は、吸収合併消滅法人の新投資口予約権の新投資口予約権者は、吸収合併消滅法人に対し、自己の有する新投資口予約権を公正な価格で買取ることを請求することができる。

2 吸収合併消滅法人は、効力発生日の二十日前までに、その新投資口予約権の新投資口予約権者に対し、吸収合併をする旨並びに吸収合併存続法人の商号及び住所を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

(吸収合併の効力発生日の変更)

第二百四十九条の五 吸収合併消滅法人は、吸収合

併存続法人との合意により、効力発生日を変更することができる。

2 前項の規定により効力発生日を変更する場合には、吸収合併消滅法人は、変更前の効力発生日を公告しなければならない。

3 第一項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この款及び第二百四十七条の二の規定を適用する。

第二目 吸収合併存続法人の手続

(吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならぬ。

一 吸収合併契約について投資主総会の決議によつてその承認を受けなければならないときには、当該投資主総会の日の二週間前の日

二 第百四十九条の八第二項の規定による通知の日又は同条第三項の公告の日のいづれか早い日又は同条第一項の投資主総会の日の二週間前の日

三 第百四十九条の九において準用する第二百四十九条の四第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいづれか早い日

二 第百四十九条の八第二項の規定による通知の日又は同条第三項の公告の日のいづれか早い日

三 第百四十九条の九において準用する第二百四十九条の四第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいづれか早い日

二 第百四十九条の八第二項の規定による通知の日又は同条第一項の投資主総会の日の二週間前の日

三 第百四十九条の八において準用する第二百四十九条の八第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいづれか早い日

四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。	（清算の開始原因）
（清算投資法人の能力）	（清算の開始原因）
五百五十九条の二 投資法人は、次に掲げる場合は、この節の定めるところにより、清算をしなければならない。	五百五十九条の二 投資法人は、次に掲げる場合は、この節の定めるところにより、清算をしなければならない。
一 解散した場合（第一百四十三条第四号に掲げる事由によつて解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であつて当該破産手続が終了していない場合を除く。）	一 解散した場合（第一百四十三条第四号に掲げる事由によつて解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であつて当該破産手続が終了していない場合を除く。）
二 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合	二 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合

（清算投資法人の能力）	（清算投資法人の能力）
五百五十条の三 前条の規定により清算をする投資法人（以下「清算投資法人」という。）は、清算の目的の範囲内において、清算が結了するまではなお存続するものとみなす。	五百五十条の三 前条の規定により清算をする投資法人（以下「清算投資法人」という。）は、清算の目的の範囲内において、清算が結了するまではなお存続するものとみなす。
（清算投資法人の能力）	（清算投資法人の能力）
五百五十九条の四 清算投資法人には、次に掲げる機関を置かなければならぬ。	五百五十九条の四 清算投資法人には、次に掲げる機関を置かなければならぬ。
一 一人又は二人以上の清算執行人	一 一人又は二人以上の清算執行人
二 清算執行人の員数に一を加えた数以上の清算監督人	二 清算執行人の員数に一を加えた数以上の清算監督人
三 清算人会	三 清算人会
四 会計監査人	四 会計監査人

2 第九十五条の規定は、清算投資法人については、適用しない。	2 第九十五条の規定は、清算投資法人については、適用しない。
（清算執行人等の就任）	（清算執行人等の就任）
五百五十九条 次に掲げる者は、清算投資法人の清算執行人となる。	五百五十九条 次に掲げる者は、清算投資法人の清算執行人となる。
一 執行役員（次号又は第三号に掲げる者がある場合を除く。）	一 執行役員（次号又は第三号に掲げる者がある場合を除く。）
二 規約で定める者	二 規約で定める者
三 投資主総会の決議によつて選任された者	三 投資主総会の決議によつて選任された者
2 第一百五十九条第一項及び第二項並びに会社法第三百四十六条第三項及び第四百七十九条第一項の規定は、清算執行人又は清算監督人について準用する。この場合において、第一百八条第二項中「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣」とある。	2 第一百五十九条第一項及び第二項並びに会社法第三百四十六条第三項及び第四百七十九条第一項の規定は、清算執行人又は清算監督人について準用する。この場合において、第一百八条第二項中「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣」とある。

（清算監督人の職務）	（清算監督人の職務）
五百五十九条の二 清算監督人は、清算執行人の職務の執行を監督する。	五百五十九条の二 清算監督人は、清算執行人の職務の執行を監督する。
二 規約で定める者	二 規約で定める者
三 投資主総会の決議によつて選任された者	三 投資主総会の決議によつて選任された者
2 第一百五十九条第一項及び第二項並びに会社法第三百四十六条第三項及び第四百七十九条第一項の規定は、清算執行人又は清算監督人について準用する。この場合において、第一百八条第二項中「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣」とある。	2 第一百五十九条第一項及び第二項並びに会社法第三百四十六条第三項及び第四百七十九条第一項の規定は、清算執行人又は清算監督人について準用する。この場合において、第一百八条第二項中「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣」とある。

第二款 特別清算

第一百六十四条 裁判所は、清算投資法人に次に掲げる事由があると認めるときは、第四項において準用する会社法第五百四十四条の規定に基づき、申立てにより、当該清算投資法人に対し特別清算の開始を命ずる。

一 清算の遂行に著しい支障を来すべき事情があること。

二 債務超過（清算投資法人の財産がその債務を完済するのに足りない状態をいう。第三項において同じ。）の疑いがあること。

三 債権者、清算執行人、清算監督人又は投資主は、特別清算開始の申立てをすることができる。

4 会社法第五百十二条から第五百十八条の二まで、第二編第九章第二節第二款から第十款まで（第五百二十二条第三項並びに第五百三十六条第一項第三号及び第三項を除く）、第七編第二章第四節並びに第三章第一節（第八百六十八条から第二項から第六項まで及び第八百七十七条から第八百七十四条までを除く）及び第三節（第八百七十九条、第八百八十一条、第八百八十二条第二項及び第八百九十六条第二項を除く）並びに第九百三十八条（第六項を除く。）の規定は、清算投資法人の特別清算について準用する。この場合において、同法第五百二十一条中「第四百九十二条第三項」とあるのは「投資法人法第一百五十五条第三項」と、同法第五百二十二条第一項中「総株主（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の百分之三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き有する株主若しくは発行済株式（自己株式を除く。）の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の数の株式を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き有する株主」とあるのは「発行済投資口の百分の三（これを下回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合）以上の数の投資口を六箇月（これを下回る期間を規約で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き有する株主」とある。

の期間) 前から引き続き有する投資主」と、同法第五百二十三条及び第五百二十六条第一項中「清算人」とあるのは「清算執行人及び清算監督人」と、同法第五百二十四条中「清算人」とあるのは「清算執行人又は清算監督人」と、同法第五百二十五条第一項中「清算人は」とあるのは「清算執行人は」と、「清算人代理」とあるのは「清算執行人代理」と、同法第五百三十二条第一項中「清算人及び監査役並びに支配人その他の使用人」とあるのは「清算執行人及び清算監督人並びに一般事務受託者・資産運用会社及び資産保管会社」と、同法第五百四十二条第一項中「設立時取締役、設立時監査役、第四百二十三条第一項に規定する役員等又は清算人」とあるのは「設立時執行役員、設立時監督役員、投資法人法第百五十五条の六第一項に規定する役員等、清算執行人又は清算監督人」と、同法第五百六十二条中「第四百九十二条第一項に規定する清算人」とあるのは「清算執行人と、「同項」とあるのは「投資法人法第五十五条第一項」と、同法第九百三十八条第一項中「本店」(第三号に掲げる場合であつて特別清算の結了により特別清算終結の決定がされたときは、本店及び支店)とあるのは「本店」と、同条第二項第一号中「第四百七十九条第四项において準用する第三百四十六条第二項又は第四百八十三条第六項において準用する第三百五十五条第二項」とあるのは「投資法人法第五百五十三条第二項において読み替えて準用する投資法人法第八百八十三条第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
(設立の登記)
第一百六十六条 投資法人の設立の登記は、その本店の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内にしなければならない。
一 第七十三条第一項の規定による調査が終了した日

二 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一二 一三 一四 一五 一六

二 商号 三 本店の所在場所 三 投資法人の存続期間又は解散の事由についての規約の定めがあるときは、その定め 三 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 目的

一 記

一 項

二 発行可能投資口総口数

二 投資主の請求により投資口の払戻しをする旨又はしない旨

二 投資主名簿等管理人（投資法人に代わつて投資主名簿、新投資口予約権原簿及び投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資主名簿、新投資口予約権原簿及び投資法人債原簿に関する事務を行う者をいう。第一百七十三条第一項第六号において同じ。）の氏名又は名称及び住所並びに営業所

二 執行役員の氏名及び住所

二 監督役員の氏名

一 会計監査人の氏名又は名称

一 一百八十八条第三項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者を置いたときは、その氏名又は名称

一 第百十五条の六第七項の規定による執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除についての規約の定めがあるときは、その定めの定め

一 第百十五条の六第十二項において準用する会社法第四百二十七条第一項の規定による公告方法（投資法人が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。以下この編において同じ。）についての規約の定めがあるときは、その定め

一 前号の規約の定めが電子公告を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項

イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受ける

口 第百八十六条の二第二項後段の規定による規約の定めがあるときは、その定め

十七 第五十五号の規約の定めがないときは、第百八十六条の二第三項の規定により同条第一項第一号に掲げる方法を公告方法とする旨

(変更の登記等)

第一百六十七条 投資法人において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、その本店の所在地において、一週間以内に変更の登記をしなければならない。

会社法第九百十六条(第一号に係る部分に限る。)の規定は投資法人について、同法第九百七十七条(第一号に係る部分に限る。)の規定は執行役員又は監督役員について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百十六条第一号中「第九百十一条第三項各号」とあるのは、「投資法人法第一百六十六条第二項各号」と読み替えるものとする。

(解散の登記)

第一百六十八条 第百四十三条第一号から第三号までの規定により投資法人が解散したときは、二週間以内に、その本店の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(合併の登記)

第一百六十九条 投資法人が吸収合併をしたときは、その効力が生じた日から二週間以内に、その本店の所在地において、吸収合併消滅法人については解散の登記をし、吸収合併存続法人については変更の登記をしなければならない。

二以上の投資法人が新設合併をしたときは、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内に、その本店の所在地において、新設合併消滅法人については解散の登記をし、新設合併設立法人については設立の登記をしなければならない。

一 第百四十九条の十二第一項の投資主総会の決議の日

二 第百四十九条の十三第二項の規定による通知又は同条第三項の公告をした日から二十日を経過した日

三 新設合併消滅法人が新投資口予約権を発行しているときは、第百四十九条の十三の二第二項の規定による通知又は同条第三項の公告をした日から二十日を経過した日

第二百七十九条	削除
第一百八十条	削除
第一百八十二条	削除
第一百八十三条	削除
第一百八十四条	内閣総理大臣による登記の嘱託
第一百八十五条	(民事訴訟法の準用) （国税徴収法等の適用）
第一百八十六条	投資法人が解散した場合における 国税徴収法（昭和三十四年法律第百九 号）第三条の三第七号ハ及び第五条第八号ハの 規定は、投資法人について準用する。この場合 において、これらの規定中「発起人」とあるの は、「設立企画人」と読み替えるものとする。

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に 掲載する方法	三 電子公告（公告方法のうち、電磁的方法 （会社法第二条第三十四条号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告 すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下この条において同じ。）	二 百八十六条の二 投資法人は、公告方法とし て、次に掲げる方法のいずれかを規約で定める ことができる。
一 官報に掲載する方法	二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に 掲載する方法	二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に 掲載する方法
投資法人が前項第三号に掲げる方法を公告方 法とする旨を規約で定める場合には、その規約 には、電子公告を公告方法とする旨を定めれば 足りる。この場合においては、事故その他やむ を得ない事由によって電子公告による公告をす ることができない場合の公告方法として、同項 第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定 めることができる。	第一項の規定による定めがない投資法人の公 告方法は、同項第一号に掲げる方法とする。	四 会社法第九百四十一条第一項（第二号を除く。） 及び第三項、第九百四十二条、第九百四十六 条、第九百四十七条、第九百五十二条第一項、 第九百五十三条並びに第九百五十五条の規定 は、投資法人が電子公告によりこの法律の規定 による公告をする場合について準用する。この 場合において、必要な技術的読替えは、政令で 定める。
(登録) 第二章 投資法人の業務 第一節 登録 (登録の申請)	第一百八十七条 投資法人は、内閣総理大臣の登録 を受けなければ、資産の運用として第一百九十三 条に規定する行為を行つてはならない。 (登録の申請)	第一百八十八条 前条の登録を受けようとする投資 法人は、次に掲げる事項を記載した登録申請書 を内閣総理大臣に提出しなければならない。 一 第六十七条第一項第一号から第四号まで、 第六号から第十号まで、第十二号、第十三号 及び第十五号に掲げる事項並びに本店の所在 場所 二 執行役員、監督役員及び会計監査人の氏名 又は名称及び住所

四 資産運用会社と締結した資産の運用に係る
五 委託契約の概要
六 投資法人の存続期間又は解散の事由についての規約の定めがあるときは、その定め
七 その他の内閣府令で定める事項

二 前項の登録申請書には、当該投資法人に係る次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前項第一号に掲げる事項が当該投資法人の設立に当たり第六十九条第二項の規定により提出された規約の記載と異なるときは、その旨及びその理由を記載した書面

二 前項第二号に掲げる執行役員が第六十九条第一項の規定により届け出た設立時執行役員の候補者と異なるときは、その旨及びその理由を記載した書面

三 資産運用会社と締結した資産の運用に係る委託契約書の写し

四 その他内閣府令で定める書類

(登録の実施)

第一百八十九条 内閣総理大臣は、前条の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を投資法人登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録の申請をした投資法人に通知しなければならない。

三 内閣総理大臣は、投資法人登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。
(登録の拒否)

第一百九十条 内閣総理大臣は、登録の申請をした投資法人が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 不法の目的に基づいて第一百九十三条に規定する行為を行おうとするとき。

二 申請の日前五年以内に第一百九十七条の規定に違反する行為を行つた者を設立企画人(設立企画人が法人である場合には、その役員及び政令で定める使用人を含む。)としているとき。

て当該調査を行わせている場合は、この限りでない。

第二百一条の二 資産運用会社が登録投資法人の委託を受けて当該登録投資法人の資産の運用を行う場合において、当該登録投資法人と当該資産運用会社の利害関係人等との第百九十三条第一項第一号から第四号までに掲げる取引（当該登録投資法人の資産に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定めるものを除く。）が行われることとなるときは、当該資産運用会社は、あらかじめ、当該登録投資法人の同意を得なければならぬ。

2 執行役員は、前項の同意を与えるためには、役員会の承認を受けなければならない。（投資法人から委託された権限の再委託等）

第二百二条 資産運用会社は、投資法人の委託を受けてその資産の運用を行う場合において、当該投資法人から委託された資産の運用に係る権限の全部を他の者に対し、再委託してはならない。

2 資産運用会社が投資法人から委託された資産の運用に係る権限の一部を再委託した場合における第二百一条の規定の適用について、同条中「資産運用会社」とあるのは、「資産運用会社（当該資産運用会社から資産の運用に係る権限の一部の再委託を受けた者を含む。）」とする。

（契約を締結している投資法人等に対する書面の交付）

第二百三条 資産運用会社は、その資産の運用を行なう投資法人に対し、三月に一回以上、次に掲げる事項を明らかにする書面を交付しなければならない。

1 当該資産運用会社が自己の計算で行つた有価証券の売買その他の政令で定める取引のうち当該投資法人の資産の運用を行つたものと同一の銘柄について取引を行つた事実の有無

2 前号の場合において、取引を行つた事実があるときは、その売買の別その他の内閣府令で定める事項

3 当該資産運用会社が自己の計算で行つた不動産の売買その他の政令で定める取引の有無（当該投資法人が投資の対象とする特定資産に不動産が含まれる場合に限る。）

4 前号の場合において、取引を行つた事実があるときは、その売買の別その他の内閣府令で定める事項

2 資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人の取引を行なう場合において、当該登録投資法人と当該資産運用会社の利害関係人等との間における特定資産（指定期間において同じ。）の売買その他の政令で定める取引が行われたときは、内閣府令で定めるところにより、当該取引に係る事項を記載した書面を当該投資法人、資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限る。）その他政令で定める者に交付しなければならない。

3 第五百条第二項の規定は、第一項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第二項中「受益証券を取得しようとする者」とあるのは、「資産の運用を行う投資法人」と読み替えるものとする。

4 第五条第二項の規定は、第二項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第二項中「受益証券を取得しようとする者」とあるのは、「資産の運用を行う投資法人、資産の運用を行なう他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限る。）その他政令で定める者」と読み替えるものとする。

（資産運用会社の責任）

第二百四条 資産運用会社（当該資産運用会社から資産の運用に係る権限の一部を再委託を受けた者を含む。以下この条において同じ。）がその任務を怠つたことにより投資法人に損害を生じさせたときは、その資産運用会社は、当該投資法人に対し連帯して損害を賠償する責任を負う。

2 資産運用会社が投資法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、執行役員、監督役員、一般事務受託者は会計監査人も当該損害を賠償する責任を負うときは、その資産運用会社、執行役員、監督役員、一般事務受託者及び会計監査人は、連帯債務者とする。

2 会社法第四百二十九条第一項の規定は資産運用会社について、同法第四百二十四条の規定は第一項の責任について、同法第七編第二章第二节（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二、第八百五十二条第一項第一号及び第二項並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）の規定は資産運用会社の責任を追及する訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（資産運用会社による資産の運用に係る委託契約の解約）

第二百五条 資産運用会社は、登録投資法人の同意を得なければ、当該登録投資法人と締結した資産の運用に係る委託契約を解約することができる。

2 執行役員は、前項の同意を与えるために、投資主総会の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合として内閣総理大臣の許可を得たときは、この限りでない。

（投資法人による資産の運用に係る委託契約の解約）

第二百六条 登録投資法人は、投資主総会の決議を経なければ、資産運用会社と締結した資産の運用に係る委託契約を解約することができない。

2 登録投資法人は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかるらず、役員会の決議により資産運用会社と締結した資産の運用に係る委託契約を解約することができる。

一 資産運用会社が職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、資産の運用に係る業務を引き続き委託することに堪えない重大な事由があるとき。

（資産の分別保管）

第二百七条 投資法人は、資産運用会社が次の各号のいずれかに該当するときは、当該資産運用会社と締結した資産の運用に係る委託契約を解約しなければならない。

2 金融商品取引業者（第百九十九条各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める金融商品取引業者）でなくなつたとき。

二 第二百条各号のいずれかに該当することとなつたとき。

3 前項の委託をした場合においては、執行役員は、資産運用会社と締結した委託契約について、遅滞なく、投資主総会の承認を認めなければならない。この場合において、当該承認を受けられないときは、当該契約は将来に向かつてその効力を失う。

（資産保管会社への資産の保管に係る業務の委託等）

第二百八条 登録投資法人は、資産保管会社にその資産の保管に係る業務を委託しなければならない。

2 資産保管会社は、次の各号のいずれかに該当する法人（登録投資法人が有価証券その他の内閣府令で定める資産以外の資産の保管に係る業務を委託する場合には、第二号に掲げる法人を除く。）でなければならぬ。

1 信託会社等

2 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第五項に規定する有価証券等管理業務を行う者に限る。）

3 前二号に掲げるもののほか、登録投資法人の資産の保管に係る業務の委託先として適当なものとして内閣府令で定める法人

（資産保管会社の義務）

第二百九条 資産保管会社は、投資法人のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

2 資産保管会社は、投資法人に対し、善良な管理者の注意をもつてその業務を遂行しなければならない。

（資産の分別保管）

第二百九条の二 資産保管会社は、投資法人の資産を、確実に、かつ、整然と保管する方法として内閣府令で定める方法により、自己の固有財産と分別して保管しなければならない。

（資産保管会社の責任）

第二百十条 資産保管会社がその任務を怠つたことにより投資法人に損害を生じさせたときは、その資産保管会社は、当該投資法人に対し連帶して損害を賠償する責任を負う。

2 資産保管会社が投資法人に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、執行役員、監督役員、一般事務受託者、会計監査人又は資産運用会社も当該損害を賠償する責任を負うときは、その資産保管会社は、当該投資法人に対し連帶して損害を賠償する責任を負う。

者非指図型投資信託契約」と、同項第三号中「投資助言業務に関して取引の方針、取引の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行ふことを内容とした助言を行い、又はその行う投資運用業」とあるのは、「委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務」とする。
 6 資信託の信託業務を営む金融機関が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合における金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の規定の適用については、同法第二条の二中「金融機関」であるのは、「金融機関」と、「準用する。」とあるのは、「金融商品取引法第四十二条の二、第四十三条の六及び第四十四条の三第二項（第二号を除く。）の規定（これらに規定に係る罰則を含む。）は金融機関が行う投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務について、それぞれ準用する。」と、「これらの規定中」とあるのは、「これらの規定（金融商品取引法第四十二条の二の規定を除く。）中」と、「金融商品取引法第三十四条」とあるのは、「同法第三十四条及び第四十三条の六第一項」と、「同条第五項中」とあるのは、「同条第五項及び同法第四十二条の二第六号中」と、「金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する金融機関をいう。）の責めに帰すべき事故」とあるのは、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する金融機関をいう。」の責めに帰すべき事故」とあるのは、「委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務」とする。
 7 前各項に掲げるもののほか、この条の規定により金融商品取引法、信託業法及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の規定を適用する場合における技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。
 （財務大臣への資料提出等）
 第二百二十四条 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する同項において同じ。に係る制度の企画又是立案

をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する法律の規定の適用については、同法第二条の二中「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の規定中」とあるのは、「金融機関」と、「準用する。」とあるのは、「金融商品取引法第四十二条の二、第四十三条の六及び第四十四条の三第二項（第二号を除く。）の規定（これらに規定に係る罰則を含む。）は金融機関が行う投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務について、それぞれ準用する。」と、「これらの規定中」とあるのは、「これらの規定（金融商品取引法第四十二条の二の規定を除く。）中」と、「金融商品取引法第三十四条」とあるのは、「同法第三十四条及び第四十三条の六第一項」と、「同条第五項中」とあるのは、「同条第五項及び同法第四十二条の二第六号中」と、「金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する金融機関をいう。）の責めに帰すべき事故」とあるのは、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する金融機関をいう。」の責めに帰すべき事故」とあるのは、「委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務」とする。

（協議等）
 第二百二十四条の二 この法律の規定又は第二百二十三条の三の規定により読み替えて適用する金融商品取引法、信託業法若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の規定により、規制する他の政令で定める特定資産に關し、不動産その他の政令で定める特定資産に關し、内閣総理大臣が内閣府令（政令で定めるものに限り。）を定め、若しくは内閣総理大臣が命令その他の处分（政令で定めるものに限り。）を行ふ場合又は内閣総理大臣に対し届出（政令で定めるものに限り。）若しくは登録の申請があつた場合における国土交通大臣その他の関係行政機関の長との協議、これに対する通知その他手続については、政令で定める。

（権限の委任等）
 第二百四十五条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、第二百三十三条第一項の規定によるもの（投資証券の募集等に係る取引の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）を証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（前項の規定により委員会に委任されたものを除く。）の

（実施規定）
 第二百四十六条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、内閣府令で定める。

（経過措置）
 第二百四十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廢する場合においては、その命令で、その制定又は改廢に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（第五編 罰則）
 第二百四十八条 次に掲げる者が、自己若しくは第三者的利益を囲り又は投資法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該投資法人に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十六条第一項（第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十条第一項、第二百十九条第一項及び第二百二十三条规定による権限
 二 投資法人の設立時執行役員又は設立時監督役員
 三 投資法人の執行役員又は監督役員
 四 民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された投資法人の執行役員又は監督役員の職務を代行する者
 五 第百八条第二項の規定により選任された投資法人の一時役員の職務を行うべき者
 六 一般事務受託者

理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。
 2 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する法律の規定の適用については、同法第二条の二中「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の規定中」とあるのは、「金融機関」と、「準用する。」とあるのは、「金融商品取引法第四十二条の二、第四十三条の六及び第四十四条の三第二項（第二号を除く。）の規定（これらに規定に係る罰則を含む。）は金融機関が行う投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務について、それぞれ準用する。」と、「これらの規定中」とあるのは、「これらの規定（金融商品取引法第四十二条の二の規定を除く。）中」と、「金融商品取引法第三十四条」とあるのは、「同法第三十四条及び第四十三条の六第一項」と、「同条第五項中」とあるのは、「同条第五項及び同法第四十二条の二第六号中」と、「金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する金融機関をいう。）の責めに帰すべき事故」とあるのは、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する金融機関をいう。」の責めに帰すべき事故」とあるのは、「委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務」とする。

（協議等）
 第二百四十五条の二 この法律の規定又は第二百二十三条の三の規定により読み替えて適用する金融商品取引法、信託業法若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の規定により、規制する他の政令で定める特定資産に關し、不動産その他の政令で定める特定資産に關し、内閣総理大臣が内閣府令（政令で定めるものに限り。）を定め、若しくは内閣総理大臣が命令その他の处分（政令で定めるものに限り。）を行ふ場合又は内閣総理大臣に対し届出（政令で定めるものに限り。）若しくは登録の申請があつた場合における国土交通大臣その他の関係行政機関の長との協議、これに対する通知その他手続については、政令で定める。

（権限の委任等）
 第二百四十五条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、第二百三十三条第一項の規定によるもの（投資証券の募集等に係る取引の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）を証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（前項の規定により委員会に委任されたものを除く。）の

（実施規定）
 第二百四十六条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、内閣府令で定める。

（経過措置）
 第二百四十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廢する場合においては、その命令で、その制定又は改廢に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（第五編 罰則）
 第二百四十八条 次に掲げる者が、自己若しくは第三者的利益を囲り又は投資法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該投資法人に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十六条第一項（第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十条第一項、第二百十九条第一項及び第二百二十三条规定による権限
 二 投資法人の設立時執行役員又は設立時監督役員
 三 投資法人の執行役員又は監督役員
 四 民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された投資法人の執行役員又は監督役員の職務を代行する者
 五 第百八条第二項の規定により選任された投資法人の一時役員の職務を行うべき者
 六 一般事務受託者

三条第一項第二号及び第二百四十九条において同じ。)が、自己若しくは第三者の利益を図り又は投資法人債権者に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、投資法人債権者に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

第二百二十九条 投資法人の設立企画人が、第六十七条第一項(第十七号及び第十八号に係る部分に限る。)の規定に違反して、規約に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第二百二十九条第一項第一号又は第二号に掲げる者が、第七十一条第十項において準用する会社法第六十三条第一項の規定による払込みについて、創立総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠べいたとき、前項と同様とする。

3 第二百二十八条第一項第三号から第六号までに掲げる者が、次の各号のいずれかに該当する場合にも、第一項と同様とする。

二 法令又は規約の規定に違反して、設立企画人、執行役員、監督役員若しくは会計監査人の報酬若しくは資産運用報酬、資産保管手数料その他の資産の運用若しくは保管に係る費用を支払い、又は投資口の払戻し若しくは金銭の分配をしたとき。

三 投資法人の目的の範囲外において、投機取引のために投資法人の財産を処分したとき。

第二百三十一条 第二百二十八条第一項第一号から第六号までに掲げる者が、投資法人債を引き受けた者の募集をするに当たり、投資法人の事業その他の事項に関する説明を記載した資料若しくは当該募集の広告その他の当該募集に関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされていいる場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募集の事務の用に供したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処する。

2 第二百二十九条第一項第一号から第六号までに掲げる者が、投資口の発行に係る払込みを仮装するため預合いを行ったときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第二百二十八条第一項第一号又は第二号に掲げる者が、第七十一条第十項において準用する会社法第六十三条第一項の規定による払込みについて、創立総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠べいたとき、前項と同様とする。

3 第二百二十八条第一項第三号から第六号までに掲げる者が、次の各号のいずれかに該当する場合にも、第一項と同様とする。

一 何人の名義をもつてするかを問わず、投資法人の計算において不正にその投資口を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

二 法令又は規約の規定に違反して、設立企画人、執行役員、監督役員若しくは会計監査人の報酬若しくは資産運用報酬、資産保管手数料その他の資産の運用若しくは保管に係る費用を支払い、又は投資口の払戻し若しくは金銭の分配をしたとき。

三 投資法人の目的の範囲外において、投機取引のために投資法人の財産を処分したとき。

第二百三十二条 次に掲げる者が、投資法人が行えることができる投資口の総口数を超えて投資口を発行したときは、五年以下の懲役又は五百円以下の罰金に処する。

1 投資法人の設立企画人

2 投資法人の設立時執行役員

3 投資法人の執行役員又は清算投資法人の清算執行人

4 民事基本法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された投資法人の執行役員又は清算投資法人の清算執行人の職務を代行する者

5 第二百三十二条第一項の規定による罰金に處する。

2 第二百三十二条第一項第一号から第六号までに掲げる者が、その職務に關して準用する場合を含む。)の規定により選任された一時投資法人の役員(執行役員に限りず)又は清算投資法人の清算執行人の職務を行うべき者

五 第八十条第二項(第一百五十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定により選任された一時投資法人の役員(執行役員に限りず)又は清算投資法人の清算執行人の職務を行うべき者

第二百三十三条 次に掲げる者が、その職務に關して、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百円以下の罰金に処する。

1 第二百二十八条第一項各号又は第二項各号に掲げる者

2 投資法人の代表投資法人債権者又は決議執行人

3 投資法人の会計監査人又は第八十条第三項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

4 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も、同項と同様とする。

5 第二百三十三条第一項又は前条第一項の規定による罰金に處する。

2 第二百三十三条第一項の規定による罰金に處する。

2 第二百三十三条第一項又は第七条の規定に違反した者

2 第一百三十九条第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第一百三十九条第一項(第五十四条第一項又は第五十五条第一項(第五十四条第一項又は第五十九条において準用する場合を含む。)の規定による運用報告書若しくは第十四条第四項(第五十四条第一項又は第五十九条において準用する場合を含む。)の規定による書面を作成せず、又は虚偽の記載をした運用報告書若しくは書面を交付した者

3 第二百三十六条第一項(第五十四条第一項において準用する場合を含む。)、第六十条第一項(第五十四条第一項又は第五十九条において準用する場合を含む。)の規定による書面を作成せず、又は虚偽の記載をした運用報告書若しくは書面を交付した者

3 第二百三十六条第一項(第五十四条第一項において準用する場合を含む。)、第六十条第一項(第五十四条第一項又は第五十九条において準用する場合を含む。)の規定による書面を作成せず、又は虚偽の記載をした運用報告書若しくは書面を交付した者

4 第四十七条第一項又は第四十八条の規定に違反した者

き者、第二百三十三条第一項第三号に規定する一時会計監査人の職務を行なうべき者、検査役、監督委員、調査委員、投資法人債管理者、事務を承継する投資法人債管理者、投資法人債管理補助者、事務を承継する投資法人債管理補助者、代表投資法人債権者若しくは決議執行者、一般事務受託者、資産運用会社又は資産保管会社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

二 この法律又はこの法律において準用する会社法の規定による登記をすることを怠つたとき。

二 この法律又はこの法律において準用する会社法若しくは信託法の規定による公告、公示若しくは通知をすることを怠つたとき、又は不正の公告、公示若しくは通知をしたとき。

三 この法律又はこの法律において準用する会社法若しくは信託法の規定に違反して、帳簿又は書類若しくは書面若しくは電磁的記録を備え置かなかつたとき。

四 この法律又はこの法律において準用する会社法若しくは信託法の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもののが閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

五 この法律又はこの法律において準用する会社法の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

六 この法律又はこの法律において準用する会社法に規定する事項について、官庁、投資主総会、創立総会、投資法人債権者集会又は債権者集会に対し、虚偽の申述を行い、又は事實を隠蔽したとき。

七 受益権原簿、規約、投資主名簿、新投資口予約権原簿、投資法人債原簿、議事録、財産目録、会計帳簿、貸借対照表、損益計算書、資産運用報告、金銭の分配に係る計算書、第一百二十九条第一項の附属明細書、会計監査報告、決算報告又は第一百四十九条第一項、第一百四十九条の六第一項、第一百四十九条の十第一項、第一百四十九条の十一第一項若しくは第一百四十九条第一項の規定による登記を怠つた場合において、その請求に係る事項を投資主総会の目的としなかつたとき。

十九 第九十四条第一項において読み替えて準用する会社法第三百七十七条第一項第一号の規定

四十九条の十六第一項、第八十一条の二第二項において準用する会社法第一百八十二条の二第一項（第二号を除く。）若しくは第一百八十二条の六第一項若しくは第三百三十九条の七において準用する同法第六百八十二条第一項若しくは第一百八十五条第一項の書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

八 第十一条（第五十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第二百一条の規定に違反したとき。

九 第二十五条第二項（第五十九条において準用する場合を含む。）又は第一百八十六条の二の規定に違反して、同条の調査を求めなかつたとき。

十 第四十七条第二項の規定に違反したとき。

十一 第五十五条の規定に違反して、分別して運用をしないとき。

十二 正当な理由がないのに、投資主総会又は創立総会において、投資主又は設立時投資主の求めた事項について説明をしなかつたとき。

十三 第八十一条第一項の規定に違反して投資口を取得したとき、第八十条第二項の規定に違反して投資口の处分若しくは消却をすることを怠つたとき、第八十一条第三項の規定に違反して投資口の処分をすることを怠つたとき、又は第八十条第四項の規定に違反して投資口の処分若しくは消却をしたとき。

十四 投資口 新投資口予約権又は投資法人債の発行の日前に投資証券等を発行したとき。

十五 第八十五条第一項若しくは第八十八条の二第一項の規定又は第三百三十九条の七において準用する会社法第六百九十六条の規定に違反して、遅滞なく投資証券等を発行しなかつたとき。

十六 投資証券等に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

二十九 第百五十七条第三項において準用する同法第三百五十九条第一項第一号の規定による内閣総理大臣の命令に違反して、投資主総会を招集しなかつたとき。

二十 執行役員、監督役員又は会計監査人がこの法律又は規約で定めたその員数を欠くこととなつた場合において、その選任（一時会計監査人の職務を行うべき者の選任を含む。）の手続をすることを怠つたとき。

二十一 第百十五条の六第四項の規定による開示をすることを怠つたとき。

二十二 第百十六条の二第四項の規定に違反して、役員会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十三 第百七十七条、第一百九十八条第一項、第二百七十二条第二項若しくは第三項又は第二百八十二条第一項の規定に違反したとき。

二十四 第三百三十九条の二若しくは第三百三十九条の八の規定に違反して投資法人債を発行し、又は第三百三十九条の九第八項の規定若しくは第三百三十九条の九第二項において準用する会社法第七百四十四条の七の規定において準用する同法第七百四十四条第一項の規定に違反して事務を承継する投資法人債管理者若しくは投資法人債管理補助者を定めなかつたとき。

二十五 第百四十二条第一項の規定に違反して、規約を変更したとき。

二十六 第百四十二条第二項若しくは第五項又は第三百四十九条の四第二項若しくは第五項（これらの規定を第三百四十九条の九又は第三百四十九条の十四において準用する場合を含む。）の規定に違反して、最低純資産額の減少又は合併をしたとき。

二十七 第百五十三条の三第二項において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てをすることを怠つたとき、又は第六十四条第三項の規定に違反して、他の投資法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号中に使用した者は、五百円以下の過料に処する。

二十八 第百五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五百円以下の過料に処する。

一 第六十四条第三項の規定に違反して、投資法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に使用した者は、五百円以下の過料に処する。

二 第六十四条第四項の規定に違反して、他の投資法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者は、五百円以下の過料に処する。

二十九 第百五十七条第三項において準用する同法第一項第一号の規定による開示人又は参考人に対する処分に違反して、出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、

員であることを示す文字を用いてゐる者については、施行日から起算して六月を経過するまでの間は、適用しない。ただし、施行日以後に新投信法第五十条第一項に規定する投資信託協会を脱退した者については、この限りでない。

第二十一条 新投信法第五十八条の規定は、新投信法第二条第二十八項に規定する外国投資信託のうち同条第四項に規定する証券投資信託に類するものの受益証券の募集の取扱い等（新投信法第三十四条第一項に規定する募集の取扱い等をいう。附則第二十六条において同じ。）が行われる場合を除き、施行日から起算して三月を経過する日までの間は、適用しない。

第二十二条 新投信法第六十七条第一項第八号及び第十六条号の規定は、施行日以後に作成される同項に規定する規約について適用し、施行日前に作成された旧投信法第六十七条第一項に規定する規約については、なお従前の例による。ただし、金銭の借入れ（投資口の払戻しに応ずるために、当該払戻しに要する資金に充てるべき保有資産の売却代金の範囲内で行う金銭の借入れを除く。）又は新投信法第二条第二十四項に規定する投資法人債の発行を行う場合においては、当該規約に借入金及び投資法人債発行の限度額を記載しなければならない。

第二十三条 この法律の施行の際現に登記所に備えられている旧投信法第一百七十六条に規定する証券投資法人登記簿は、新投信法第一百七十六条に規定する投資法人登記簿になるものとする。

第二十四条 この法律の施行の際現に旧投信法第一百八十七条の登録を受けている者は、施行日において新投信法第一百八十七条の登録を受けたものとみなす。この場合において、新投信法第一百八十九条第二項の規定は、適用しない。

第二十五条 前条の規定により新投信法第一百八十七条の登録を受けたものとみなされる者が施行日前に旧投信法第一百九十五条ただし書の承認を受けた行為については、同条ただし書の規定は、なほその効力を有する。

第二十六条 新投信法第二百二十条の規定は、同条に規定する外国投資証券のうち旧投信法第二百二十条第一項に規定する外国投資証券の募集

の取扱い等が行われる場合を除き、施行日から起算して三月を経過する日までの間は、適用しない。

(施行期日) 一七号 抄 (平成一三年一月九日法律第一)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六日を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める口から施行する。

一 略

二 第十条から第十二条までの規定並びに附則第十条から第十一条まで及び第十七条の規定により下「施行日」という。から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める口から施行する。

(処分等の効力)

第十四条 この法律の各改正規定の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつて改訂された処分・手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改訂後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十五条 この法律の各改正規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる事項に係る各改正規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお從前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第十六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則による経過措置を含む。)は、政令で定められる。

1 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

附 則 (平成一三年一月二八日法律第一)
三八号 抄
(施行期日)

附則	(平成一三年一二月二日法律第一五〇号)抄	この法律は、商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
附則(施行期日)	(平成一四年五月二九日法律第四五号)抄	(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則(平成一四年六月一二日法律第六五号)抄	(施行期日) この法律は、平成十五年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
附則(施行期日)	一 略	二 第三条並びに附則第三条、第五十八条から第七十八条まで及び第八十二条の規定による登記社債等については、前条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日
附則(施行期日)	(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置)	(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
附則(施行期日)	第六十四条 附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧社債等登録法の規定による登記社債等については、前条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の十一及び第一百九十六条规定は、なおその効力を有する。	第六十四条 附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧社債等登録法の規定による登記社債等については、前条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の十一及び第一百九十六条规定は、なおその効力を有する。
附則(施行期日)	(罰則の適用に関する経過措置)	(罰則の適用に関する経過措置)
附則(施行期日)	第八十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	第八十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則(施行期日)	(その他の経過措置の政令への委任)	(その他の経過措置の政令への委任)
附則(施行期日)	第八十五条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。	第八十五条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附則(施行期日)	四号抄	四号抄

条中投資信託及び投資法人に関する法律（以下この条において「投資信託法」という。）第十条の五の改正規定、第六条中有価証券に関する投資顧問業の規制等に関する法律（以下この条において「規制法」という。）

この条において「投資顧問業法」という。) 第二十九条の三の改正規定、第十一条及び第十二条の規定、第十三条中小企業等協同組合法第九条の八第六項第一号に次のように加える改正規定並びに第十四条から第十九条までの規定 この法律の公布の日

「、登録金融機関又は証券仲介業者は、に改める部分に限る。」並びに同法第三十三条の二第一項、第六十六条の十六、第一百三条の二第一項及び第一百六条の十五の改正規定、第四百四十九条中投資信託法第十条の四第一項の改正規定、第六百四十九条中投資顧問業法第二十九条の二第一項の改正規定並びに第七条中金融先物取引法第三十四条の二十の二第一項及び第三十四条の三十人の改正規定、公布の日から起算して一月を経過した日

行者である会社」を「発行者」に改める部分に限る)、同法第二条第二項第三号の改正規定、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に二号を加える改正規定、同条第十項及び同法第十三条第一項から第五項までの改正規定、同条第六項を削る改正規定、同法第十五条第一項及び第二項の改正規定(又は登録金融機関は「登録金融機関又は証券仲介業者は」に改める部分を除く)、同条第三項の改正規定、同条第二項の次に三項を加える改正規定、同法第十七条、第十八条第二

第二十二項及び第二十三項の改正規定、同法第二十二条、第二十三条の二並びに第二十三条の十二第二項から第五項まで及び第九項の改正規定、同法第六項から第八項までを削る改正規定、同法第二十四条の四、第二十四条の五第五項並びに第二十四条の六第一項及び第三項の改正規定、同法第二章の二第一節の節名の改正規定、同法第二十七条の二第一項、第七項第二号及び第八項、第二十七条の三第四項、第二十七條の五、第二十七条の十一第一項から第三項まで、第二十七条の十一第一項及び第四項、第二十七条の十二、第二十

七条の十三第三項及び第五項並びに第二十七条の十五第二項の改正規定、同法第二章の第二節の節名の改正規定、同法第二十七条の二十二の二第一項から第三項まで、第十一項

及び第十二項並びに第二十七条の三十の九第一項及び第三項の改正規定、同項第二項を削る改正規定、同法第二十七条の三十の十一第一項及び第三項、第二十八条の二第三項、第二十八条の四第一項第七号並びに第六十五条第二項の改正規定、同項第六号及び第七号を削り、同項第八号を同項第六号とする改正規定、司法第六十五条の一第三項の改正規定、

同条第五項の改正規定（及び第四十四条第一号）を「、第四十四条（第二号を除く。）及び第四十五条」に改める部分及び後段を加える部分に限る。）、同法第六十五条の二第七項から第九項まで及び第十一項並びに第七十九条の五の改正規定、同法第七十九条の五十七第一項に一号を加える改正規定並びに同法第一百七条の二第一項第二号、第一百七条の三第一項第二号、第一百五十五条第一項第二号、第一百四十四条の六第二項第二号、第二百零三条号及び第二百五条第一号の改正規定、第二百零二条

四 中外國証券業者法第二条第三号の改正規定、
第四条中投資信託法第二条第五項及び第三十
三条第一項の改正規定、第六条中投資顧問業
法第二条第五項の改正規定、第十三条中中小
企業等協同組合法第八条第六項第三号の改正
規定並びに次条から附則第七条まで並びに附
則第十三条、第十四条及び第十七条から第十
九条までの規定 平成十六年十二月一日
第一項中証券取引法第一百九十四条の六第三
項及び第四項の改正規定、同条第二項の次に
二項を加える改正規定並びに同法第一百九十四

第四十二条の見出しとする改正規定、同条第五項を同条第七項とする改正規定、同条第四項の改正規定、同項を同条第六項とする改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第五項とする改正規定、同条第二項の次に二項を加える改正規定及び外国証券業者法第四十三条の改正規定、第三条の規定、第四条中投資信託法第二百一十五条の見出し及び同条第二項の改正規定、同条に五項を加える改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定、第五条の規定、第六条中投資顧問業法第五十五条の二の見出し及び同条第二項の改正規定、

同条に五項を加える改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定、第七条中金融先物取引法第九十二条の見出しの改正規定、同条第五項を同条第七項とする改正規定、同条第

四項の改正規定、同項を同条第六項とする改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第五項とする改正規定、同条第二項の次に二項を加える改正規定及び同法第九十二条の二の改正規定、第八条中資産の流動化に関する法律第二百二十九条の見出し及び同条第二項の改正規定、同条に五項を加える改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定、第九

二十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定について、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後こした行為に對する改正規定及び同法本則に「一条を加える改正規定を除く。」並びに附則第二十条及び第二十一条の規定 平成十七年七月一日
罰則の適用に関する経過措置

する罰則の適用については、なお従前の例による。その他の経過措置の政令への委任)

二十三條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

二十四條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について(金利を加え、必要があると認めるときは、そ

の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす
る。

附 則（平成一六年六月一八日法律第一
二四号）抄

施行期日

一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日
から施行する。

附 則（平成一六年一二月三日法律第一
五四号）抄

施行期日

一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日（以
ト「施行日」という。）から施行する。

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

(処分等の効力)
当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者については、投資信託及び投資法人に関する法律第九十八条第五号に該当する者とみなす。

第百二十二条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなされ、他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則の別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

附 則（平成一六年一二月〇日法律第
一百二十三条）抄
(施行期日)　一六五号

この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。ただし、第六十二条中租税特別措定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年七月二六日法律第八号）抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

置法第八十四条の五の見出しの改正規定及び同

条に一項を加える改正規定、第百二十四条中証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第一条

第二号の改正規定及び同法附則第八十五条を同法附則第八十六条とし、同法附則第八十二条から第八十四条までを一条ずつ繰り下げ、同法附則第八十一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第六十条第十二項、第六十六条第一項、第六十七条及び第九十三条第二項の規定は、郵政民営化法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年六月一四日法律第六五号) 抄

この法律は、公布の日から起算して一年

六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改

正の法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改

正の法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改

正の法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改

正の法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改

正の法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改

正の法律は、前項の規定による書類の提出があったときは、当該書類に記載された新金融商品取引法第二十九条の二第一項各号に掲げた事項及び新金融商品取引法第二十九条の三第三項の規定は、施行日において新金融商品取引法第三十二

一項第二号に掲げる事項を金融商品取引業者登録簿に登録するものとする。

第四十二条第一項の規定により提出したものとみなされた日において、新金融商品取引法第五十二条第一項又は第二項の規定により認可を取り消さ

れ、又は解任を命ぜられた者は、その处分を受けた日において、新金融商品取引法第五十二条第一項又は第二項の規定により登録を取り消さ

れ、又は解任を命ぜられたものとみなす。

第一百六十条 旧投資信託法第四十一条第一項又は

第二項の規定により認可を取り消さ

れた日において、新金融商品取引法第五十二条第一項又は第二項の規定により登録を取り消さ

れ、又は解任を命ぜられたものとみなす。

第一百六十二条 施行日前にされた旧投資信託法第十

条の七において準用する旧投資信託法第五十条の規定による処分は、新金融商品取引法第六

条の四において準用する新金融商品取引法第三

る同条に規定する説明書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る旧投資信託法第三十七条第二項の営業報告書については、な

お従前の例による。

第一百六十六条 施行日前にされた旧投資信託法第十

条の五において準用する旧投資信託法第五十条の二第

六項の規定は、施行日から起算して三十日を経過した日以後の金融商品取引業の廃止、合併

（合併により消滅する場合の当該合併に限る。）

の施行の際現に旧投資信託法第三十四条の第十

三項の四において準用する新金融商品取引法第

三十二条の四において準用する新金融商品取引

法第三十二条の二の規定による処分とみなす。

第一百六十七条 みなし登録運用業者で、この法律

の施行の際現に旧投資信託法第三十四条の第十

三項の四において準用する新金融商品取引法第

三十二条の四において準用する新金融商品取引

法第三十五条第二項第四号に掲げる業務につ

き同条第三項の届出をしたものとみなす。

2 みなし登録運用業者で、この法律の施行の際

現に旧投資信託法第三十四条の十第二項の届出

する者は、施行日ににおいて新金融商品取引法第

三十五条第二項第五号に掲げる業務につき同条

第三項の届出をしたものとみなす。

3 みなし登録運用業者で、この法律の施行の際

現に旧投資信託法第三十四条の十第二項の届出

する者は、施行日ににおいて新金融商品取引法第

三十五条第二項第五号に掲げる業務を行つて

いる者は、施行日ににおいて新金融商品取引法第

三十五条第二項第五号に掲げる業務並びに金融

商品取引業並びに旧投資信託法第三十四条の

投資運用行為をいう。)を行うことにつき新投

資信託法第二百二十三条の三第一項の規定によ

り読み替えられた新金融商品取引法第三十五条

第四項の承認を受けたものとみなす。

第一百六十八条 新金融商品取引法第三十一條第一項から第三項までの規定は、みなし登録運用業者については、当該みなし登録運用業者が附則

第一百六十九条 施行日前にされた旧投資信託法第

二十七条规定による処分は、新金融商品取引法第四十条の二第三項ただし書の確認は、新金融商品取引法第三十九条第三項ただし書の確認とみなす。

第一百七十条 新金融商品取引法第四十七条の二の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る事業報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る旧投資信託法第三十七条第一項の営業報告書については、な

お従前の例による。

第一百七一条 新金融商品取引法第四十七条の三の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係

る同条に規定する説明書類について適用し、施

行日前に終了した事業年度に係る旧投資信託法

第三十七条第二項の営業報告書については、な

お従前の例による。

第一百七十二条 新金融商品取引法第五十条の二第

六項の規定は、施行日から起算して三十日を経

過した日以後の金融商品取引業の廃止、合併

（合併により消滅する場合の当該合併に限る。）

の施行の際現に旧投資信託法第四十二条第一項

第二号に該当する者とみなして、同項の規定

を適用する。

第一百七十三条 施行日前にされた旧投資信託法第

四十二条第一項の規定による処分は、新金融商品

取引法第五十二条第一項第七号に該当する者とみなして、同項の規定

を適用する。

第一百七十四条 みなし登録運用業者が施行日前に

した旧投資信託法第四十二条第一項第一号に該

当する者は、新金融商品取引法第五十二条第一

項第七号に該当する者とみなして、同項の規定

を適用する。

第一百七十五条 みなし登録運用業者で、この法律

の施行の際現に旧投資信託法第四十二条第一項

第二号に該当する部分に限る。)の規定による処

分は、新金融商品取引法第五十二条第一項の規

定による処分とみなす。

4 施行日前にされた旧投資信託法第五十二条第一項

第二号に係る部分に限る。)の規定による処分と

みなす。

二条第二項の規定による処分は、新金融商品取引法第五十二条第一項第一号に該当する者とみなす。

二条第二項の規定による処分は、新金融商品取引法第五十二条第一項第一号に該当する者とみなす。

二条第二項の規定による処分は、新金融商品取引法第五十二条第一項第一号に該当する者とみなす。

二条第二項の規定による処分は、新金融商品取引法第五十二条第一項第一号に該当する者とみなす。

二条第二項の規定による処分は、新金融商品取引法第五十二条第一項第一号に該当する者とみなす。

二条第二項の規定による処分は、新金融商品取引法第五十二条第一項第一号に該当する者とみなす。

二条第二項の規定による処分は、新金融商品取引法第五十二条第一項第一号に該当する者とみなす。

二条第二項の規定による処分は、新金融商品取引法第五十二条第一項第一号に該当する者とみなす。

旧投資信託法第六条の認可を受けている者は、附則第二百五十九条第一項の規定にかかるわらず、その認可を受けた日において、新金融商品取引法第二十九条の登録を受けたものとみなす。

第二百七十六条

この法律の施行の際現に存する旧投資信託法第五十条第一項に規定する法人は、

施行日において新金融商品取引法第七十八条第一項に規定する認定を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に新金融商品取引法第七十八条第二項に掲げる業務のいずれかを行つてゐる旧投資信託法第五十条第一項に規定する法人については、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、新金融商品取引法第七十九条の三第一項の規定にかかるわらず、引き続き当該業務を行うことができる。その者が当該期間内に同項の認可の申請をした場合において当該申請について認可をする旨の通知を受ける日又は当該期間の経過後認可をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

第二百七十七条 前条第二項の規定により引き続き同項の業務を行う場合には、その業務を行ふ者を新金融商品取引法第七十八条第一項に規定する法人とみなして、新金融商品取引法第七十九条の二から第七十九条まで及び第七十九条の四から第七十九条の六までの規定を適用する。

第二百七十八条 施行日前にされた旧投資信託法第五十六条の規定による処分は、新金融商品取引法第七十九条の六第一項の規定による処分とみなす。

第二百七十九条 新投資信託法第九十八条第五号

(新投資信託法第二百五十二条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の適用については、旧証券取引法の規定(附則第二百八十八条の規定による除外)によりなお従前の例によることとされる場合における旧証券取引法の規定を含む。)若しくは旧外国証券業者法、旧証券投資顧問業法、整備法第一条の規定による廃止前による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第二百四号)。整備法第五十七条第二項及び第五十八条の規定によりなお効力を有することによることとされる場合における整備法第一条の規定を含む。)又はこれらに相当する外國の法律の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する令の規定によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)又はこれらに相当する外國の法の規定によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)又はこれらに相当する外國の法の規定によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)又はこれらに相当する外國の法の規定によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)又はこれらに相当する外國の法の規定によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)

外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けたことがなくなった日から五年を経過しない者については、新投資信託法第九十八条第五号に該当する者とみなす。

第二百六十六条

内閣総理大臣は、この附則の規定

による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

第二百六十七条

前項の規定により金融庁長官に委任された権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第二百六十八条

この法律の施行前にした旧証券取引法、旧投資信託法若しくは旧信託業法又はこれらに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新金融商品取引法の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新金融商品取引法の相当の規定によつてしたものとみなす。

第二百六十九条

(その他の経過措置の政令等への委任)

第二百九十条

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する経過措置は、政令で定める。

(検討)

第二百二十条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

(平成一九年三月三〇日法律第四号)抄

第一 条

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則

(平成一八年六月一四日法律第六号)抄

第一 条

(施行期日)

この法律は、平成十九年四月一日から施

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當該各号に定める日から施行する。

第一 条

(施行期日)

この法律は、平成十九年四月一日から施

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當該各号に定める日から施行する。

第一 条

(施行期日)

この法律は、平成十八年証券取引法改正法の

施行の日から施行する。

附 則

(平成一八年六月一四日法律第六号)抄

この法律は、平成十八年証券取引法改正法の

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當該各号に定める日から施行する。

第一 条

(施行期日)

この法律は、平成十八年証券取引法改正法の

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當該各号に定める日から施行する。</

他の行為を経た後でなければ訴え提起できることとされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないこととされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。）の訴え提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとする場合を含む。）により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるもののが取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第一 条 (施行期日) **附 則** (平成一九年五月二十四日法律第三
二十五条) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条、第二十四条及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
第二十六条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
附 則 (平成一九年六月二日法律第四五
号)
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十一条の規定は、公布の日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
第三十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)
第三十一条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
附 則 (令和元年六月一四日法律第三七
号)
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）、第八十五条、第一百二条、第七条（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第26条の改正規定に限る。）、第一百十一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日

二 第三条、第四条、第五条（国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。）、第二章第二節及び第四節 第四十一条（地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。）、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。）、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条（職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。）、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百四条、第一百八条、第一百九条、第一百二条、第一百十三条、第一百十五、第一百十六条、第一百十九条、第一百二十一条、第一百二十三条、第一百三十三条、第一百三十五条、第一百三十八条、第一百三十九条、第一百六十一条から第一百六十三条まで、第一百六十六条、第一百六十九条、第一百七十条、第一百七十二条（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。）並びに第七百七十三条並びに附則第十六条、第七十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日

（行政庁の行為等に関する経過措置）

第二条 この法律（前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の处分その他、他的行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお從前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（検討）

第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十九号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附 則（令和元年一二月一日法律第七号）

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条中社債 株式等の振替に関する法律第二百六十九条の改正規定（第六十八条第二項）を（第八十六条第一項）に改める部分に限る。）、第二十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十二条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに第百二十四条及び第百二十五条の規定

二 第一条中外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第四条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第六条の規定（同条中商業登記法第九十条の次に一条を加える改正規定及び同法第九十一条第二項の改正規定（「前条」を「第九十条」に改める部分に限る。）並びに同号に掲げる改正規定を除く。）、第七条の規定（同号に掲げる部分を除く。）、第十八条中職員に関する法律第三百三十条の改正規定（同号に团体等に対する法人格の付与に関する法律第五

に掲げる部分を除く。)、第四十六条第九項の規定、第五十五条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第五十六条中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第七十八条の改正規定(第二十七条まで(第二十四条第十五号及び第十六号を除く。)を「第十九条の三まで」に、「添付書面の特例」印鑑の提出」を「及び添付書面の特例」、第二十一条から第二十七条まで(第二十四条第十四号及び第十五号を除く。)に改める部分に限る。)、第五十七条第三項の規定、第六十七条中宗教法人法第六十五条の改正規定(「第十九条の二」の下に「、第十九条の六条の二中「商業登記法」(とあるのは「宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第十五条において準用する商業登記法」(と、「商業登記法第二百四十五条」とあるのは「宗教法人法第六十五条において準用する商業登記法」(と「第百四十五条」と)を加える部分に限る。)、第六十八条の規定、第六十九条中消費生活協同組合法第九十二条の改正規定(「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「清算人」と)の下に「同法第二百四十六条の二中「商業登記法」(とあるのは「消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第九十二条において準用する商業登記法」(と、「商業登記法第二百四十五条」とあるのは「消費生活協同組合法第二百四十五条」と)を加える部分に限る。)、第七十三条第三項の規定、第八十条中農村負債整理組合法第二十四条第一項の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第八十五条中漁船損害等補償法第八十三条の改正規定(「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「により清算人となつたもの」と)の下に「同法第二百四十六条の二中「商業登記法」(とあるのは「漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二百八号)第八十三条において準用する商業登記法」(とあるのは「漁船損害等補償法第八十三条において準用する商業登記法第二百四十五条」と)を加える部分に限

業等協同組合法第百三十三条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第九十四条第三項の規定（第九十六条中商品先物取引法第二十九条の改正規定（第十七条から）の下に「第十九条の三まで、第二十二条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分に限る。）、第九十七条、第九十九条及び第一百一条の規定、第一百二条中技術研究組合法第一百六十八条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第一百三条第三項の規定、第一百七条中投資事業有限責任組合契約に関する法律第三十三条の改正規定（第十九条の二の下に「第十九条の三、第二十二条」を加える部分に限る。）、第一百八条の規定、第一百十一条中有限責任事業組合契約に関する法律第七十三条の改正規定（第十九条の二）の下に「第十九条の二、第二十二条」を加える部分に限る。）並びに第一百十二条の規定（公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日登記に関する法律第四条の改正規定（並びに第一百三十二条）を「、第一百三十一条から第百三十七条まで並びに第百三十九条」に改める部分に限る。）、第三条から第五条までの規定、第六条中商業登記法第七条の二、第十一条の二、第十五条、第十七条及び第十八条の改正規定、同法第四十八条の前の見出しを削る改正規定（に限る。）、同法第八十七条第一項及び第二項並びに第九十一条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「本店の所在地における」を削る部分に限る。）並びに同法第九十五条、第一百一条、第一百八条及び第一百三十八条の改正規定（に限る。）、同法第一百五十九条の二第二項第四号）を加える部分に限る。）、同法第一百五十九条の次に一条を加える改正規定（同法第二百三十五条第一項の改正規定（「まで」の下に「、第一百五十九条の二第二項第四号」を加える部分に限る。）を加える部分に限る。）、同条第二項の表第百五十九条第三項第一号の項の次に次のように加える改正規定（同法第二百三十五条第一項の改正規定（「まで」の下に「、第一百五十九条の二第二項第四号」を加える部分に限る。）を加える部分に限る。）、同法第一百五十九条の二第二項第四号）を加える部分に限る。）、同条第二項の表第百五十九条第一項の

る部分を除く。)、第三十八条中金融機関の合併及び転換に関する法律第六十四条第一項の改正規定、第四十条の規定(同条中協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四条第二項及び第二十二条第五項第三号の改正規定を除く。)、第四十一条中保険業法第四十一条第一項の改正規定、同法第四十九条第一項の改正規定(「規定中」)を「規定(同法第二百九十八条(第三号及び第四号を除く。)、第三百十一条第四項並びに第五項第一号及び第二号、第三百十二条规定並びに第六項第一号及び第二号、第三百二十四条、第三百十八条第四項、第三百二十五条の二並びに第三百二十五条の五第二項を除く。)中「株主」とるのは「総代」と、これらの規定中」を加え、「これら」の規定(同法第二百九十五条第一項(各号を除く。)及び第四項、第三百四十五条の三第一項第五号を除く。)中「に改め、「じあり、及び「取締役会設置会社」を削り、「相互会社」と、「の下に「これらの規定中」を加え、「これら」の規定(同法第二百九十八条第一項(各号を除く。)及び第四項、第三百十一条第四項、第三百十二条第五項、第三百四十五条第二項を除く。)中「株主」とるのは「総代」とを削り、「各号を除く。」及び第四項中」を「第三号及び第四号を除く。」中「前条第四項」とあるのは「保険業法第四十五条第二項」と、「株主」とあるのは「社員又は総代」と、次項本文及び次条から第三百一十二条まで」とあるのは「次条及び第三百一条第一項中「議決権行使書面に」とあるのは「議決権行使書面(保険業法第四十八条第十三条第四項及び第三百十二条第五項)」を「第三百十一条第一項中「議決権行使書面に」とあるのは「相互会社」と、「に」に、「第三百二十二条第五項」を「同じ。」にと、同条第四項並びに第五項第一号及び第二号並びに同法第三百十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号」に改め、「共同記」並びに「を「登記」、「に」「第百四十八条」を「第百三十七条」に「職権抹消」、「を「職権抹消」並びに第百三十九条から第百四十八条まで(「に改める部分及び「第四十八条から第十五条までの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」)

ど、「商業登記法第百四十五条」とあるのは、資産の流動化に関する法律第百八十三条第一項において準用する商業登記法第百四十五条とを加える部分を除く。」及び同法第三百六条第一項第十七号の次に「号を加える改正規定、第四十八条の規定、第五十条中政党交付金とを加える部分を除く。」及び同法第三百六条第一項第十七号の次に「号を加える改正規定、第五十三条及び第五十五条の規定、第五十六条の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十五条の三の改正規定(「第三項を除く。」)を削る部分に限る。」、第五十二条、第五十三条及び第五十五条の規定、第五十六条中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第十二条の改正規定(「同法第九百三十七条第一項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」とを削る部分に限る。)、同法第三十九条、第五十六条第六項、第五十七条及び第六十七条から第六十九条までの改正規定、同法第七十八条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)並びに同法第八十三条の改正規定並びに同法第九十二条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、第七十一条中医療法第十四条の三の六及び第七十条の二十一第六条第七項の改正規定、同法第四十三条の六の次に一条を加える改正規定、同法第四十三条の七三項ヲ除ク」を「第十七条に改める部分に限る。」、第八十一条中農業協同組合法第三十六条第七項の改正規定、同法第四十三条の六の次に一条を加える改正規定、同法第四十七条の五の次に条を加える改正規定、同法第八十六条第二項の改正規定及び同法第八十八条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、第八十七条中森林組合法第五十条中水産業協同組合法第四十条第七項の改正規定、同法第四十七条の五の次に条を加える改正規定、同法第八十六条第二項の改正規定及び同法第八十八条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、第八十七条中森林組合法第五十条中水産業協同組合法第四十条第七項の改正規定、同法第六十条の三の次に一条を加える改正規定、同法第六十条の四第三項を加える改正規定、同法第六十条の四第三項

及び第一百条第二項の改正規定並びに同法第一百二十二条第一項第十二号の次に「一号を加える改正規定」、第八十九条中農林中央金庫法第四十六条の三の次に「一条を加える改正規定」、同法第四十七条第三項の改正規定及び同法第一百条第一項第十六号の次に「一号を加える改正規定」、第九十三条中中小企業等協同組合法の目次の改正規定、同法第四章第二節第一款及び第二款の款名を削る改正規定、同法第九十二条から第九十五条まで、第九十六条第四項及び第九十七条第一項の改正規定並びに同法第一百三条の改正規定（「、第四十八条」を、「第五十一条」に、「並びに第一百三十二条」を、「第一百三十二条から第百三十二条まで、第百三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条」に改める部分及び「同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」と「を削る部分に限る」）、第九十六条の規定（同条中商品先物取引法第十八条第二項の改正規定、同法第二十九条の改正規定（前号に掲げる部分に限る））並びに同法第五十八条、第七十七条第二項及び第一百四十四条の十一第二項の改正規定を除く。）、第九十八条中輸出入取引法第十九条第一項の改正規定（「第八項」の下に「、第三十八条の六」を加える部分を除く。）、第一百条の規定（同条中小企業団体の組織に関する法律第一百十三条规定（「第八項」の下に「、第三十八条の六」を加える部分を除く。））、第一百二条中技術研究組合法の目次の改正規定、同法第八章第二節の節名の改正規定、同章第三節、第一百五十九条第三項から第五項まで及び第一百六十条第一項の改正規定並びに同法第一百六十八条の改正規定（「、第四十八条」を、「第五十一条」に、「並びに第一百三十二条」を、「第一百三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条」に改め、「第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第一百五十六条第二項各号」と、同法第五十条第一項、「を削る部分に限る。）、第一百七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに第一百十条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日